

小値賀町議会第三回定例会は、平成十五年九月十七日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山
一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
輝 美 教 蔵 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	助役	収入役	教 育 長	総 務 課 長	住 民 課 長	農 林 課 長	水 産 商 工 課 長	建 設 課 長	税 務 課 長	診 療 所 事 務 長	空 港 管 理 事 務 所 長	教 育 次 長	農 業 委 員 会 事 務 局 長	保 育 所 長
山 田 憲 道	三 浦 清 敏	神 川 充 也	巖 黒 三 也	大 黒 一 三	谷 良 功	中 谷 英 敏	筒 井 敏 章	中 村 敏 之	西 村 久 勝	吉 元 久 信	平 野 久 三	西 浩 三	福 田 等	松 永 一 誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 松 升
議 会 事 務 局 書 記 永 水
清 裕
美 司

五、議 事 日 程

小値賀町議会第三回定例会

平成十五年九月十七日（水曜日）

午前十時

開 会

- 第 一 会議録署名議員指名（横山弘蔵議員 ・ 立石隆教議員）
- 第 二 会 期 決 定
- 第 三 行 政 報 告
- 第 四 一 般 質 問
- 第 五 報 告 第 三 号 財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件
- 第 六 報 告 第 四 号 小値賀交通株式会社 of 経営状況の報告に関する件

午前十時開会

議長（近藤一輝） ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十五年小値賀町議会第三回定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。
諸般の報告は印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、九番・横山弘蔵議員、十番・立石隆教議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から九月十九日までの三日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から九月十九日までの三日間に決定しました。

日程第三、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町 長

町長（山田憲道） 皆様、おはようございます。

異常とも思える厳しい暑さも峠を越し、このところやつと秋らしい日々になり、ほっといたしているところでございますが、本日ここに、平成十五年小値賀町議会第三回定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご出席を賜り、

厚く御礼申し上げます。

開会に当たり、前定例会以降、今日までの町政の重要事項について所信を申し述べたいと存じます。
総務課関係について申し上げます。

今年度の普通交付税は、算定会議が去る七月四日行われ、交付額は十八億四千五百五十二万六千円となりました。

この交付額は、昨年度に比べ、九千二百四十二万九千円、四・七%の減少で、三年連続の減額となりました。これは国の地方交付税削減対策や段階補正・事業費補正等の見直しによるものでございます。

人事院は去る八月八日、国会内閣に対し、公務員給与の改定に関する勧告を行い、引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映し、本年も公務員給与の月例給が民間を上回っていることが明らかになっております。

こうした状況の下、昨年に引き続き基本給の引下げ改定を行なうとともに、扶養手当の引下げ、期末手当の支給割合の引下げ等、過去最大の引下げという厳しい内容になっております。

次に、国際協力事業団主催の国際協力の一貫として、外国人研修生の来町は今年で四回目を迎えます。このようにして、外国人研修生が訪れる理由として、国際事業団は離島というハンディの中で、町民がこの町に誇りを持って生活を営んでいることが、その人たちの国にないということと小値賀町が研修地となっているとのことです。そのようなことで、九月十九日から五日間、東南アジアを中心とする外国人の方々が、一村一品事業の研修を目的に十四名来町いたします。今年は町民レクリエーションの会場で、町民へのインタビューも予定されております。

また、昨年度から始めた小値賀全体を一つの博物館として町外にアピールすることを目的とした「小値賀エコミュージアム構想」による、小値賀なんでもカンデン探検隊の再結成を行い、活動の拠点を確保し、町内外の人達による小値賀探検事業を進めてまいります。

住民課関係について申し上げます。

去る九月十五日は、各地区で敬老会が行われ、地区会長さん、婦人会の方々のご協力で、お年よりの方々も楽しいひと時を過ごされたようです。敬老会に招待を受けた七十歳以上の方は一千七十五名で、昨年より十名増えております。

当町における最高齢者は百二歳で、百歳以上は三名おられます。

戸籍係では八月二十五日から住民基本台帳ネットワークシステム、二次稼動が正式に始動いたしました。本町では現在、

トラブル等もなく順調に事務処理が行われています。

保健係では七月一日、上五島保健所管内の食生活改善推進員が一同に介し、交流や研修を行う第十二回上五島地区食生活改善推進大会が本町で盛大に開催され、管内から百五十二名の推進委員や関係者が参加されました。七月四日から八月二日までに十二日間、生活習慣病健診を実施し、昨年を上回る五百七十四名の方が受診しております。

また、九月二十二日から来年一月末まで、集団健診を受診できなかった方々を対象として、町立診療所で基本健診等の施設健診を実施いたします。集団健診の事後指導として、糖尿病教室、肥満教室等も開設しており、九月四日には、県の健康増進車（チャレンジ号）による、住民の健康増進を目的とした体力測定・食生活診断も実施する等、引き続き住民の健康増進を推進いたしております。

農林課関係について申し上げます。

今年の上半期は例年にない日照不足で、地温が上がらず、作物の生育が悪く、また飼料作物の発芽不良や糖度不足の影響をうけました。

水稻につきましては穂が出る時期に台風六号や冷夏、長雨の影響により、中干しや病害虫防除が出来ず、穂だれも短く、平均して三割の減収となりました。その結果、ライスセンターへの集荷数量は三千八百十四袋で、昨年度と比べ、一千二百二十五袋の減となっております。検査等級につきましては、すべて一等米でした。

次に、九月四日に開設された子牛せり市につきましては、九十一頭の取り引きが行われ、総平均で三十七万七千七百三十五円と、六月せり市より七千二百二十九円の高値となりました。

担い手育成畑総事業につきましては、生産基盤整備が済みましたので、今後の圃場の活用、農産物の契約栽培や販売等について営農検討会議を開催いたすこととしております。

堆肥センターにつきましては、原料の稲わらを水稻面積で約八ヘクタール分の収集を行っております。堆肥については牛糞の水分が高く、攪拌機の稼動に苦慮いたしておりますが、九月中旬には攪拌機の試験運転を行い、出来るだけ多くの、もどし堆肥製造を行い、一月より本格的に稼動させ、堆肥の安定供給に努めたいと思っております。

次に、担い手公社につきましては水稻〇・五ヘクタールの栽培を行い、社会福祉協議会に販売いたします。農家支援として、今年度もブロッコリーの苗十二ヘクタール分の供給を行っております。

水産商工課関係について申し上げます。

小値賀漁海岸環境整備事業で整備した船瀬海水浴場は、地元はもちろんのこと、帰省客にも好評で、多くの人が利用しております。

七月十八日にオープンした軽食・売店「ふなせ」は、地元の海の幸・山の幸を取り入れたメニューの開発をと、積極的に小値賀を売り込みたいと頑張っており、年間を通じたレクリエーション施設として利用されるものと期待しております。

恒例の「ペーロン大会・夏祭り」は、今年も不景気を感じさせないほどの参加者や見物客がありました。一方、「フアミリーあじ釣り大会」は、観光協会の努力もあり、日刊スポーツ新聞社など多数の後援を頂きました。参加者は地元はもちろん、福岡・長崎・熊本・上五島町と年々増加しており、地域活性化に大いに貢献しています。なお、当日の様子が、九月四日の日刊スポーツ新聞に掲載されました。

建設課関係について申し上げます。

下水道事業の現在までの進み具合をご報告いたします。

笛吹地区の小値賀町特定環境保全公共下水道事業は、十五年度分の入札を実施し、笛吹町部のほとんどが発注済であり、今年度末の一部供用開始に備えております。

県が代行している西目の終末処理場(笛吹浄化センター)の建設工事については、土木工事が完了し、現在、機械設備、電気工事、機械棟に着手し、来年三月には完成の予定でございます。

また、県代行の幹線管路についても、今年度は旧生産組合までの推進工事が予定されており、開削管路工事においては、新町の県道部分の工事と、小浜町の鮑集所周辺の工事はすでに着手しております。柳地区の農業集落排水事業は、七月にはマンホールポンプの工事も終え、七月十五日から全世帯で供用が可能になっております。仮舗装箇所の本舗装工事も発注を終えており、また残工事についてもすべて発注を終えております。宅内配管工事も、現在まで二十一世帯が工事中又は使用中でございます。浜津地区については、大浦から西目までの基幹農道部分の埋設工事と、地区内の一部の管路工事を発注しております。

次に、道路の整備についてご報告します。

笛吹から大浦までの県道小値賀循環線改良工事が計画されており、道路西側に幅員二メートルの歩道が設置される予定で

あり、歩行者の安全が確保されます。現在、県の委託を受け、用地交渉中でございます。本年度中に用地買収を終え、平成十七年度末には完成の予定でございます。

教育委員会について申し上げます。

学校関係で永年の懸案事項でありましたが、下水道の十六年度供用が可能となりますので、来年度夏休み中の水洗化工事に向け、調査設計費を計上しております。

社会教育関係では、七月二十六日から二十八日までの二泊三日で若者交流センターを使用して、「ワクワクキャンピングおぢか」が開催されました。小値賀町から五名、佐世保広域圏内各町から四十六名の小学生の参加があり、普段知り合うことのない子供たちが海という大自然の中で、友だちの素晴らしさや協力することの大切さを学んだことと思われまふ。

その他、ジャイアンツ野球教室、教育キャンプ、少年少女スポーツ大会など多くの行事が夏休み期間中行われましたが、ご協力・ご支援をいただきました関係者皆様に厚く御礼を申し上げます。

なお、九月に入り、七日には宇久小値賀球技大会が、十三日から十四日には第三十八回北松浦郡郡民体育大会が開催され、また、二十一日には第二十七回町民体育レクリエーション大会が行われます。町民皆様の多数のご参加をお願いいたします。診療所について申し上げます。

診療所につきましては、現在医師一名体制のために、各方面の支援を受けながら診療を行い、影響を最小限に抑える対応を図っているとございます。入院患者、外来患者も平年並みであります。所長は大変忙しい状況にあります。

医師確保につきましては色々な方策を講じていますが、現段階では大変厳しい状況ですが、一刻も早い医師の補充に全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

また、診療所の運営や経営改善のために運営協議会を設置し、先月二十八日協議会を開催し、診療所の現況や問題点等につきまして検討・協議を行い、今後の運営改善に向けて本格的な検討に着手いたしております。

議案関係について申し上げます。

まず、一般会計補正予算であります。今回の補正は普通交付税の額の決定、各事業補助金内示に伴う補正、その他急を要する経費について編成いたしております。

今回の補正額は五千四百百万円で、現計予算と合算した本年度の一般会計歳入歳出予算額は、三十七億五千二百百万円となり、

前年同期の予算に比べ、二億二千七百万円の増加となっております。

なお、特別会計の補正額は、国保会計他四件で三千百五十五万八千円でございます。予算以外の議案のうち、主なものについて申し上げます。

「平成十四年度小値賀町各会計歳入歳出決算」につきましては、決算審査を七月二十四日から八月一日まで、実日数八日間実施していただきました。

監査委員の決算審査意見書、並びに主要施策の成果報告書を付してご提出いたしております。その他の案件につきましては、説明を省略させていただきます。

本定例会には、議案六件、認定一件、報告二件の合計九件の審議案件をご提案いたしております。議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（近藤一輝） これで行政報告を終わります。

日程第四、一般質問を行います。
質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

五番（末永一朗） おはようございます。

私は、国民健康保険税徴収納期の見直しについて、町長に伺います。
現在、国民健康保険税は、七月・九月・十一月・二月の四期に分けて徴収されています。税の中でも、国民健康保険税は納額が大きいために、被保険者は納税に大変だと聞いております。

そこで、他の税も合わせて納税者が納税しやすいように、期数を増やす等して徴収方法はないものか伺います。

再質問があれば、自席にて伺います。
議長（近藤一輝） 町長
町長（山田憲道） お答えいたします。

五番・末永一朗議員

現在、納税については、軽自動車税が四月の一期、固定資産税が五月・八月・十月・一月の四期、町県民税が六月・八月・十二月・三月の四期、そして国民健康保険税が七月・九月・十一月・二月の四期と、毎月必ずこの四税のどれかの納期がくるようになっております。

国民健康保険税は、末永議員の御指摘のとおり納付額が大きいので、町民の皆様の一期に納付する負担が大きくなるような方向で、国民健康保険運営協議会に諮り、前向きに考えたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 末永議員

五番（末永一朗） 是非、その納税者が納税し易いようにしてもらいたいと思います。そうすることによって、滞納者も減るんじゃないかと思えます。

強いて言えば、我が漁業者であれば、建造資金とかエンジンの換装等に対して資金を借りてやっているわけでございますが、その支払月と重なった時には大変だと聞いておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

質問を終わります。

議長（近藤一輝） 回答は要らんですか。返事は要りませんか。

五番（末永一朗） はい。

議長（近藤一輝） 八番・伊藤忠之議員

八番（伊藤忠之） 私は「市町村合併後の財政のあり方」について、町長にご質問をいたします。

二〇〇二年十一月初め、第二十七次地方制度調査会専門小委員会に提出された、「今後の基礎的自治体のあり方について」の西尾私案の中で、「銃声一発で水鳥をいっせいに飛び立たせ合併の方向へ駆り立てるような文章」が報道され、地方自治体関係者に大きな衝撃を与え、更に二〇〇五年の合併特例法失効後は、法定人口要件を満たさない小規模自治体は、「財政支援なしの強制的合併」をさせられるか、権限を奪われ組織を極小化されるか、それとも憲法上の地方公共団体としての地位を奪われるというものであります。

このことは、自治体、特に小規模自治体にとっては衝撃的な提案であり、「強制合併」「町村の消滅」「農山漁村の崩壊」などにつながるものだという危機感を呼び起こすこととなり、合併をめぐる選択に苦悩している多くの自治体が、「せめて

財政支援が受けられるうちに合併しておこう」と考え、「駆け込み合併」が多くなったことは、町長もすでにご承知のことと思います。

そして市町村合併が避けられない理由として、最初に持ち出されるのが「財政危機」であり、小泉政権の下で「構造改革」の地方交付税の見直し、削減の方針であります。国と地方の「三位一体の改革」では、補助金の削減目標を約四兆円とし、税源移譲の目安を八割とすることを打ち出して、教育、社会保障の国庫負担を減らして、地方負担を増やし、地方交付税の財源保障機能まで縮小することが狙われております。その主なターゲットになっているのが、農山漁村の小規模自治体の解消であります。合併するか、しないかは最終的には住民の皆様が決めることになります。

そして、その合併理由の第一番目に「財政危機」が挙げられるのなら、「合併後の財政のあり方」が真っ先に示されなければならぬと思います。

そこで、町長に三点お伺いをいたします。

一点目。

合併した場合と、合併しなかった場合での地方交付税はどう変わるのかについてお伺いいたします。

段階補正の見直しや交付税の赤字地方債への振り替えにより、地方交付税の財源保障機能の縮小に対する懸念が広がる一方、合併に対しては交付税の特例措置が導入されたため、財政を理由とした「合併止むなし」論が急激に広がっております。

しかし、合併した場合の財政の主な変化は地方交付税の減額であります。そこで佐世保・宇久・小値賀、一市二町が合併した場合、平成十三年度決算をもとに合併前と合併後の普通交付税と、その差額は幾らと試算をしておられますか。

また、人口一人当りの基準財政需要額についても、どれ位と試算しているのかお伺いをいたします。

また、合併しなかった場合、段階補正の見直しは小規模自治体にとって軽視できない後退が続いております。その結果、もはや合併するしか生きる道はないと考えている住民もおりますが、果してそうだろうか。

そこで段階補正が実際にどのように変化して、それによって普通交付税がどう変わっていくのかをお伺いをいたします。二点目。

合併特例債についてお伺いをいたします。

合併のメリットとして合併特例債で九五％が起債が対象になり、しかも起債の条件が有利であり、元利償還金の七〇％は

後年度普通交付税に上積みされるが、合併特例債の対象にならない五%と、残りの三〇%は一般財源で負担しなければなりません。

そこで一市二町で合併した場合に、発行限度額約二百三十二億円を目一杯活用した場合の、償還方法をどのように捉えているのかをお伺いをいたします。

また、合併優遇措置と特例債元利償還自主財源負担において、「優遇措置」の逆転、すなわちマイナスになり、合併効果が消滅する時期をいつ頃と予測しているのかをお伺いをいたします。

三点目。

合併算定替えについてお伺いをいたします。

合併特例法では、合併算定替えは、合併後十年間は合併前の普通交付税額が全額保障され、十年経過した後も、残り五年間は段階的に削減してゆき、十六年後からは本来の姿にすると主張されていますが、果してそうだろうか。一見、非常に有利に見える合併算定替えも、そう単純ではないと思われれます。このことにつきまして町長はどのように考えているのかをお伺いをいたします。

これで私の質問を終わりますが、再質問があれば自席にて行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目についてお答えいたします。

平成十三年度の普通交付税は、佐世保市・百七十億九百四十八万二千元、宇久町・十八億八千三百七十一万二千元、小値賀町・二十億二千六百七十七万八千円の、合計・二百十億九十九万二千元です。

佐世保市と二町が合併したと仮定しますと、約百七十六億八千万円となり、約三十三億二千万円の減額となる試算をいたしております。

また、平成十三年度の一人当たり基準財政需要額については、それぞれ佐世保市・約十六万四千七百円、宇久町・約五十三万五百円、小値賀町・五十九万七千円ですが、佐世保市と二町が合併したと仮定しますと、約十六億三千七百万円になると試算しております。段階補正については、現在、平成十六年度までの三ヶ年で段階的に軽減されてきていますが、今後、合併特例債の期限までには、人口十万人の都市と同程度に限りなく近づくのではないかと考えております。

二点目についてお答えいたします。

合併特例債は条件的には、現在、小値賀町が借入れをしている過疎債とほぼ同等の条件であります。また、償還方法は一般的な方法で、三年据置、年利二％、十二年償還の毎年元利均等償還と伺っております。

仮に佐世保市と二町が合併したとすれば、合併優遇措置額と特例債元利償還自主財源負担分を比較し、マイナスになる時期、すなわち「逆転の時期」は、合併後十四年目になると予測しております。

三点目についてお答えいたします。

合併算定替えは、合併後十年間は合併前の市町村の全額を保障する、と国は言っております。これは、合併をした時点の交付税額を十年間保障するのではなく、その年その年で合併前の市町村で算定をし、その合計額を交付するというものでもあります。ということは、合併特例期限の十年後の減額に対する歳出削減を合併した時点で計画立案し、それに向かって邁進するということになります。

こう考えますと、合併算定替えの効果というものは、私としましては、必ずしも合併した方が有利とは考えておりません。以上でございます。

町長（山田憲道） 議 長

議長（近藤一輝） 答弁もれですか。

町長（山田憲道） すみません。訂正をお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 申し訳ございません。

佐世保市と二町が合併したと仮定しますと、（基準財政需要額を）十六億とか言ったそうですけど、約十六万三千七百円に訂正をよろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 伊藤 議員

八番（伊藤忠之） ただいまの町長の地方交付税の中で、合併した後、すなわちその後には地方交付税が大体百七十六億位にもう極端に減るということで、その差額が三十三億円となることも伺いました。

そこでですね、合併した後の、一人当たり基準財政需要額が十六万三千七百円、これをですね、現在の小値賀町三千七百六

十五名を掛けましてもですね、大体六億位しかありません。それに差額の分を足してもですね、とても五億・六億では、合併して財政基盤が強くなるどころか小値賀町にとつては非常に死活問題になるかと私も思っております。

それで、交付税のことはこれから色々また政府も段々変わってきますけども……。

続いて、合併算定替えについてご質問をいたします。

合併算定替えにつきましても町長が先ほど言われましたとおり、あんまり合併に対しては効果がないという意見がありましたけども、私もですね、この自治通信社の『官報速報』で、平成十五年八月の二十日付けで総務省が出しております。

「合併算定替えは、適用期間の短縮も」ということで、政府も合併してあんまり有利にならないような財政面での優遇は行わないという方針を示しております。このことを伺ってもですね、まだ政府の方針がはっきり決まっておりますので、私も、この合併算定替えは合併に対してはあんまり効果がないんじゃないかと考えております。

そこで最後に、合併特例債についてお伺いをいたします。

合併特例債のですね、現在、県内で行われております長崎地区の一市六町、そして諫早地区の一市四町、そして上五島地区で行われております五町が合併した場合の特例債の、先ほど町長がご説明したとおり合併効果が薄れる、つまりマイナスになる時期はいつ頃と考えておられるかもお願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

先ほどの第一点目の質問ですが、小値賀町の人口を国勢調査における人口の推移で計算しますと、十年後には約二千八百人程度となり、その人口で合併後の交付税を算定すると、約四億七千万になると考えております。

次の合併特例債の質問ですが、合併特例債は合併する市町村が計画立案し、その町づくりのために必要な事業に充てるための起債でありますので、どんなものにもこの合併特例債を使えるというものではないと考えております。

長崎市一市六町、諫早市一市四町、上五島地区五町の合併後の交付税についてでございますが、それぞれ合併後の自治体の規模等で異なりますが、約二〇%から五〇%の大幅な交付税の減額になります。

なお、今後、交付税はどうなるかということですが、十年後には普通交付税が十三億を下回り、約十二億台になるのではないかと予測しております。

以上です。

議長（近藤一輝） 伊藤議員

八番（伊藤忠之） 先ほどの、地方交付税が平成二十六年度には十三億位に減ると言われましたけど、それは、私は二回目の時に質問するべきではなかったかなと思っております。

そこで、町長は現在、合併をせずに踏み止まって、この小値賀町を独立でやりたいと考えておられるようですが、これはですね、町長が合併しなくても可能で、自治体改革を出来るようなシステムを作ることが大前提であります。

それはもう間違いありません。目先の、合併特例債などの財政措置に惑わされずに、交付税の「先ぐい」ですね、三割の借金を子供達に背負わすことになります。そうならないようにですね、合併しなくても我が小値賀町が自立していけるよ
うな、そういう財政のシミュレーションを示さなければ、これは住民も非常に納得はしないと思いますので、そのことを町長に力強く申し上げて、最後に答弁をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） 私、合併したくても出来ないということ、大村と小値賀町だけが長崎県では合併しないようでございますけれども、色々先ほどから答弁しますように、小値賀町ですね、しばらくの間我慢すると、逆転の時期、そのときが来るわけでございますので、十年後に四億七千万と、十年後の十二億というふうに考えますと、合併せずに辛抱して行ければ、まだ小値賀町はまだまだ残れるものと確信いたしております。

以上です。

議長（近藤一輝） 七番・岩坪義光議員

七番（岩坪義光） 私は町政における人材確保について、町長に質問いたします。

本町は財政問題、高齢化対策、地域経済の活性化、農・水産業の振興策、過疎対策、教育対策など、いろいろな課題が山積みし、どれをとっても地域住民に直接影響し、自治体の真価が問われる課題を抱えています。

「企業は人なり」と言われ、町も経営者として企業家意識に徹しなければ、これらの多くの問題を解決出来ないことになる。何が一番最初に要求されるかと、それは限られた財源の中で行政に携わる人材を発掘し、育成し、特に現今の厳しくなる状況の下で、金をあまり使わずして効率良い仕事を進めることが求められています。

町の行政にとつては人は資源であり、財産である。これからは資源である人材を十分に活用し、財産価値を高めて行くことが何より大切なことではないか。詰まるところ、人材の確保と育成の問題に地方分権、グローバル化の時代の必然とも言えよう。

自治体に求められるのは、能力主義に基づく厳正な職員採用である。政争の激しい市町村などでは、選挙絡みの論功行賞や地域有力者の口利きによる縁故採用もあるようだが、それは住民に対する背信行為でもある。

情報公開を通じて住民にガラス張りにしなければならぬ。臨時職員・委託なども同様である。これからは自治体間競争の中で、行政サービスの内容など、厳しい政策評価を受けるようになるだけに、「人材」こそが自治体運営の重い課題になると思うが、町長の考えを伺う。

これで質問は終わりますが、再質問は自席にてさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

町職員にとつて、町民の負託に応えるために、町政、各分野において最小のコストで最大の効果を上げなければ、現在の厳しい財政状況の中、仕事を進めることはできません。

私が、合併しないで自立してやっていきたいという方針を打ち出したことで、職員の中で、そのための勉強会が行なわれており、少しづつではあります。職員の意識改革が始まっていると考えられます。

職員一人一人のコスト意識を高め、スピードと成果を重視した事務処理に努めるようにしなければならぬと思います。単に費用面のコストだけではなく、時間がかかることは費用の増大につながるという、時間的コストの観点から、行政のスピーディーな対応の姿勢が強く求められています。そのためには職員個人の自己啓発の機会を拡充し、意欲ある職員の育成に努めなければならないと考えております。

これからの厳しい財政状況の中、小値賀町のためにも職員が一致団結して、自治体運営に取り組んでいかなければならないと思います。今から、行財政改革等を進めるにあたって、地方分権時代にふさわしい職員の育成のために、「人材」を育てていくことが、町のためにも重要な課題になると考えますので、今後は企画立案や政策課題を与える等の、職員研修や外部からの講師の招聘による研修会等の機会を増やし、人材育成を図りたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝） 岩坪議員

七番（岩坪義光） 人材確保はガラス張りで行っていると思いますが、委託とか臨時職員の採用なんか、町民からよう不平不満が聞こえてきます。

また、回覧などで採用がきて応募するが、その時、本人にも何も言っていないということも聞きます。まあ色々な問題があり、公平にはしているとは思いますが、その点をもう一度よく検討していただきたいと思えます。

これで私の質問は終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

臨時・委託の職員も含めてでございますけれども、今、総務課の方に登録制度を執っております。そういう中から選んでおりますので、「鏡張り」と言いますか、それはなっていると思いますが、他に募集をかけた場合には、「採用」・「不採用」の件につきましては、総務課の方から直ぐやっている状況でございますので、まあ色々あるかと思いますが、随時是正を、今後若しありましたらやりたいと思えます。

以上です。

議長（近藤一輝） 六番・松永勇治議員

六番（松永勇治） 私は、十月に開催される「任意合併協議会に臨む町長の姿勢について」と、「地区及び消防分団の統合について」の、二項目について伺いたします。

まず、十月に開催されます「任意合併協議会に臨む町長の合併問題に対する考えについて」伺います。

合併特例法の期限切れが、平成十七年三月三十一日は間近に迫っております。長崎県内の市町村合併の動きを見ますと、七十九市町村中、大村市、小長井町の二自治体の未設置を除くと、七十七市町村、全市町村の九七・五%が法定、または任意合併協議会を設置、このうち、法定合併協議会は十八協議会、六十七市町村、全市町村の八四・八%、任意合併協議会六協議会、延べ二十市町、実質十七市町、全体市町村の二一・五%という状況になっております。

枠組みが決定した対馬六町、上五島地域五町、下五島一市五町、杵岐四町は、既に総務大臣告示を受けて、他の市町村に

おいては合併に向け協議が続行されております。

ご承知のように、本町においても平成十四年五月、佐世保市・宇久町・一市二町による任意合併協議会を設立、協議会は、外海離島と本土の合併は全国的に見ても極めて稀なケースで、本土と離島との合併は特有の問題があることを認識し、合併した場合、予測される効果や懸念される議題について、項目ごとに五回にわたったの調査内容並びに協議結果が、今年一月、住民に公開されました。

その中で、具体的な検討課題として、(一) 佐世保市との交流の困難性という課題、(二) 医師の確保の困難性と診療所運営に係る財政負担という課題、(三) 町役場の組織、機能と佐世保市の効率化に合わせた職員配置の課題、(四) 航路維持のための財政負担の増加の課題、(五) 地域間交流や一体性の確保についての課題などがあります。

合併の円滑な推進のため、医療や交通対策、住民生活の密着した行政サービスの維持向上が図られるよう、今後引き続き課題解決のため、踏み込んだ協議を重ねていく必要がある大事なこの時期でございます。

町長は、去る七月二十九日開催された、第六回佐世保・宇久・小値賀任意合併協議会において、「合併反対の考えは変わっていないが、町議会の半数が新人に入れ替わったことから、議会や町民と話し合いのため、もう少し任意合併協議会を続けさせてほしい。」とも言われ、大変理解し難いものがございます。

協議会は、存続か解散か結論を十月二十日前後に開催される会合において、小値賀町の意見がまとまらない、或いは町長としてもお考え方が従来どおりであるということであれば、その時点をもって一市二町の協議会は打ち切って、その意思のある町と、それからお協議を進めていくという、会長・光武佐世保市長の提案に宇久町・小値賀町とも了承、一市二町の意見がまとまっております。

先に申し上げましたように、県下の各自治体が合併に向け協議を進めていく中で、少子高齢化・過疎化は確実に進行しており、これに対応するには小規模団体、特に今後大幅な自主財源の確保が期待できない財政基盤が弱い小値賀町が、合併せず単独での生き残りができるでしょうか。将来にわたって安定した住民の保健・医療・福祉など、住民サービスが可能でしょうか、私は不安を感じます。

国の「地方自治検討プロジェクトチーム」が、市町村合併特例法失効後の、二〇〇五年度（平成十七年三月末）以降の合併促進策の考え方を整理した意見案によりますと、知事が県の合併構想に基づき、関係市町村に住民投票の実施を請求でき

る仕組みの創設、市町村に法定合併協議会設置を勧告しても設けられなかった場合に、市町村選管に投票実施を求めるほか、合併の是非を判断する投票を、一定要件の下で請求出来る制度を提言する一方、合併すべき人口の目安を一人とし、これまで、これを下回る小規模市町村には、人口が少ない団体ほど地方交付税の配分が手厚くなる割り増し措置を見直すよう、求めている記事が報道されていることは町長もご存知のことと思います。

町長は、徹底した「行政改革・財政改革」を実行し、自主財源の確保を図ると申されますが、年間、経常的経費が二十一億から二十二億円見込まれます。億単位の経費節減は不可能と、私は思っております。また、財源不足を補う財政調整基金、町債償還財源、減債基金、地域づくりのための振興基金、この三つの基金残高は併せて如何ほどでしょうか。これから財政需要は増大していく一方で、地方財政改革により財政は益々厳しくなりますが、財政基盤は大丈夫なのか、大変心配いたしております。「あの時、合併しておけばよかった」と、後世に悔いを残さないよう、これから先、本町のあるべき姿をしっかりと見据え、次の世代に通じる責任ある判断の時が迫っております。

町長は、十月開催される「佐世保・宇久・小値賀任意合併協議会」にどのようなお考えをもって臨まれるのか、お伺いします。

次に、私は先の六月定例会において、町長に「合併せず、単独で生き残りを選択されるのであれば、その根拠、ビジョンについて」お伺いいたしました。町長は、「小値賀町単独で生き残ることができる根拠は、日本国憲法第九十二条、地方自治法第一条に謳われているとおり」という、漠然とした答弁で、私の再質問が回数切れで認められませんでしたので、改めて憲法第九十二条、地方自治法第一条をどのように理解し、解釈されているのか伺います。

第二点は、「地区及び消防分団の統合について」を伺います。

小値賀町の八月末現在の行政地区数は、三十五地区、世帯数千四百二十三、人口三千五百八十一人となっております。地区が密集している笛吹町部十五地区の世帯数をみると、十世帯以下一地区、二十世帯以下二地区、三十世帯以下五地区、四十世帯以下三地区、五十世帯以下一地区、六十世帯以下一地区、百世帯以上の二地区になっておりまして、小地区の会長さんは各種行事等への参加、地区の運営に大変苦慮されているのが現状です。そうした地区の意見を伺い、小地区の統合についてのお考えはないのか。

また、消防分団は、現在、公設の十ヶ分団が管轄区域を定め、本部を含む団員定数百五十六人をもって構成されております。

す。それに、日夜常備する佐世保市西消防署小値賀出張所が置かれ、各離島には自衛消防隊も編成され、万全な消防力の強化が図られておりますが、各地区、分団では高齢化と若年層の不足から、消防団員の確保に大変苦慮されているのが実情です。現在では小型ポンプも積載され、道路事情も良く、消防分団を統合するお考えはないか伺います。

以上、二項目について質問いたしました。答弁により再質問が必要になった場合は、自席よりさせていただきます。

議長(近藤一輝) 町 長

町長(山田憲道) 一点目の質問についてお答えいたします。

政府の進める合併論は、もっぱら地方財政危機や高齢化社会に対応した「強い行政体」を作ろうというものであり、「地方自治」の充実という観点では、あまりにも希薄であります。

地方自治の主権者である住民の生活領域を考えれば、市町村の範囲の問題は決定的に重要であり、したがって、市町村合併については、住民の意思が尊重されなければなりません。その自治の範囲も、地方自治法によれば、合併だけでなく、自治行為で決定することができますのです。何も合併だけしか選択肢がないわけではなく、むしろ、合併のみを進めること自体が不自然なことであります。住民の共同生活を土台にした自治行為ができる最も合理的な範囲を、住民自身が決定するのが重要なことであると思っております。

外海離島である小値賀町にとっては、佐世保市との合併については無理だと思っておりますし、町議会の皆様はもとより、町民の皆様のご理解を得たいと思っております。

二点目についてお答えいたします。

日本国憲法第九十二条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されております。地方自治の本旨とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われる「住民自治」と、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという「団体自治」が示されております。これによって地方自治法が制定されており、その地方自治法第一条には、「地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と明示されております。

また、地方交付税法には、「地方団体が自主的にその財源を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによ

「つて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」とあり、地方自治の維持のために財政的保障を明示しております。

以上のことから、小値賀町のような小さな自治体でも、地方公共団体であるからには、国は健全な発達を保障すると確約するもので、それは国民主権を前提にする憲法は、そのものに依拠しているということでございます。すなわち、憲法によって地方自治体の自律が保障されているということです。

地区の統合についてお答えいたします。

町内の各地区は人口の減少や高齢化により、地区会長になる人がいなくなったり、地区の運営に苦慮していることは承知しております。特に笛吹地区の小さな地区の会長は、地区の人口の減、高齢化により、祭りや町民レク等への参加も苦慮していると同っております。この件につきましては、行政の方から強制して地区統合を進めることはできず、地区が大きくなればよいという問題ではありませんので、今後、地区会長と十分協議の上、地区住民の意見を尊重していきたいと思っております。

消防分団の統合についてお答えいたします。

当町の消防体制は、消防団が十分団、自衛消防隊が役場を含む五隊と、佐世保市西消防署小値賀出張所で構成されております。人口四千人以下の町としては、消防団員数、消防設備等においては充実しているものと思われませんが、外洋離島である本町は、他町からの消防防災面の早急な応援措置は困難であり、町民の生命と財産の確保のため、消防団の充実は今後も必要不可欠であります。

近年、人口の減少や若年者不足で、各消防分団は団員の確保に苦慮していることは存じております。また、昨年からの、消防分団長会議の折にも分団の統廃合問題は上がっていることも承知しております。当町の団員数は、平成十五年九月一日現在、定数百五十六名に対し、実人員百四十八名で、四十代が七十二名、五十代が十四名で、全体の五八%を占めております。また、分団長経験者が団員として残っている分団もあり、今後、分団の統合、再編も検討を要すると思われませんが、団を統合して実働人員を減らすより、現在の定数割れの状況でも、団を残した方が地区住民にとっては安心して生活ができると思います。今後、分団として維持できないくらい人数が確保できなくなり、各分団からの要望があれば、消防分団長会議等で十分な協議を行い、地区住民や消防分団から上がった意見を尊重したいと考えております。

以上です。

議長(近藤一輝) 松永議員

六番(松永勇治) どうもご答弁ありがとうございます。

ご承知のとおりですね、先ほど、町長には、どういうふうな姿勢で今度の協議会に進まれるかということをお願いしたんですが、それに対しては、はっきりとしたどういうあれで臨むんだというような答えは出ていないと思います。

それでですね、私は合併を勧めるところですが、どうしてもですね、合併をしなければ、私は財政のことばかり言いますけども、どうにもならないと思っておりますので、これは住民との話し合いもすることでございますので、任意合併協議会は、法定合併協議会を準備するところでございますし、また、法定合併協議会は合併するかしないか、合併後の町づくりをどうするか、正式に話し合う場でございます。行政と議会と住民が同じテーブルについて合併を話し合う、法定合併協議会が設置されて初めて本格的な協議がスタートするわけでございますので、合併の是非については、将来悔いを残すことのないよう、慎重に納得のいく協議を引き続けて行かなければならないと思っておりますが、町長、如何でしょうか。

それとですね、先ほど、私が憲法第九十二条と、地方自治法の基本原則ですね、地方自治法の第一条について問い質したわけですから、お説のとおりですね、法にはこういうふうに書いてあります。今さっき町長が言われたとおりですね、ですけどもですね、地方公共団体が能率的な行政を図るための行政改革であり、財政の基盤を強くし、効率的な仕組みを作り上げるための市町村合併でございます、ここで法は保障することは健全な発達と保障することを目的とするということは、これは絶対国は責任をもってやると思いますけれども、その中身がですね、今後、今までのようなですね、小さい市町村ほど行政経費が割高になる分についてですね、保障が今度からされないと、財政面ですね、それはこの中ではうたつとりませんけど、大なり小なりの保障はされていくわけです。それですから憲法も、この地方自治法の第一条も、改正することは要らないわけですけど、その中身が大丈夫なのか、ということをお尋ねいたしました。

それと先ほど、地区の統合について消防団の統合についてお尋ねしましたけれども、その相手方から言うて来なければ、その分団長会議、地区会長からの要望があればということじゃなくてですね、実質的に、先ほど言いますように、十二地区以外とか農家地区とかですね、そういうふうなところは私は考えていないんですけど、私も連合会の、新西町の会長をもつてですね、非常にそういうことで会長さん方と寄った時にですね、そういう話が出るもんですから、非常に苦労され

とるわけですよ、第三者から見るともですね、以上にですね、深刻です。

そういうことですから、地区会長さんが言うて来るちゆうことよりも、自分達が考えているんですけど、町がどうかしてくれるもんじゃないかなと言いますもんね、話し合いの中です。ですから、ここは町の方からですね、やっぱり打ち出してやった方がいいんじゃないかと、これはひとつ地区と話し合ってもらいたいんですけど……。

消防団も今のようですね、消防力が本当に強いと思います、小値賀町の場合ですね、ですけども、道路事情もいいし、橋も架かっているし、そういうことも考えましてですね、団員の確保が難しいと、いうことでございますので、これを強力な消防態勢を執つとくという事は本当にいいことだと思いますけれども、その小値賀町なら小値賀町の地区に合った団の編成が必要じゃないかと思えますので、お尋ねいたしました。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 一点目の、佐世保市の任協の問題でございますが、私、一徹して町単独で行きたいということは言っております。ただ、前回から言いますように、議会がですね、どういう方向を示すかということで、議会の皆様の意見を尊重して今までやってきたと思っております。

そういうことで、今後も議会を尊重しながら進めたいと思っております。

二番目については、前回、立石議員さんから同じ質問をされて、私は四頁に亘り詳しく説明いたしました。ただ、松永議員さんと私とは考えは違います。

だから、私は合併をしないで、小さいながらも「小値賀町」で行きたいというふうに考えておりますので、その考えは変わりません。

それから三点目の消防団につきましては、確かに定数は十五名でございます。定数割れをしております、唐見崎とか可搬ですね、可搬の分につきましては、消防団長・副団長とも色々話しまして団を減らすよりも、十名から十二名おつたら、まだ十二分出来る、それで町民の生命と財産を重点的に考えるならば、一応そういうことでもいいんじゃないかということで、十分団、それから七ですかね、と、唐見崎なんかとですね、色々もちろん話はしているわけでございますけれども、これは私達が決めることではないというのはおかしいですが、消防団に団長もおりますし、そういうとで一応伺いはしております。

けど、消防団長、それで地区会長を尊重したいということでございます。

以上です。

議長（近藤一輝） 松永議員

六番（松永勇治） 最後の質問でございます……。

今、一点、二点、三点と、今町長から再質問に対するお答えをいただきましたが、あくまでも町長は合併は考えていないということでありますので、根本的にもう全然私とは話が違うわけですね、ですけども、やっぱり先々のこととかですね、色んな財政面ちゅうのが本当に、財政を考えてのやっぱり取り組みだと思えますし、その点はですね、お忘れにならないように一つ慎重に、財政計画を立てられてとるようでございますけども、まあそれを見とりませんが、その時にまた質問させていただきますけれども……。

今、最後に言われたですね、統合の問題ですが、これは率先して、やっぱり団長さんもおられるし、そういう話も出て、そういう話があるということであればですよ、やっぱり消防力を、もう昔の一人人も幾らもおる時も十分団、道路事情の悪い時も十分団、ちゅうことで、やっぱり多くおればそれだけ消防力が大であるちゅうことは言えますけれども、中身だと思えます。ですから、もうお年寄りになった方を無理して定員の中に入れてですね、したり、そういうことよりも、やっぱり組織全体を考えながら、人口、そういうな規模を考えてですね、今後、考えていただければと思います。

これは強く私としては申しませんが、そういうな各地区の事情があるということを十分認識していただいて、ご検討いただきたいと思えます。

以上で終わります。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） そういうことは一応参考にですね、していきたいと思えますが、私の考えと言いますか、消防団も一緒にしようけど、団を統合して実働人員を減らすよりですね、現在の定数割れの状態でも団を残した方が地区住民にとっては、安心して生活が（できると思えます）、直ぐですね、初期消火なんかにはですね、大変良いという他ですね、会長さんの意見も聞いておりますので、今後、検討したいと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 四番・浦 英明議員

四番（浦 英明） アワビ種苗センターの内容と、運営方針についてお尋ねいたします。

アワビの水揚げは、昭和六十二年の九十トンピークにいたしまして、年々減少を続け、最近では十五トン以下に落ち込んでいます。このままではアワビの生態さえ消滅してしまうのではないかと、いうふうな心配でなりません。このための打開策ではないのですが、平成五年度にアワビ種苗センターを設置しております。この目的は、放流用種苗の安定的な確保が必要と称しまして、三十ミリサイズ、二十二万八千個を生産放流し、小値賀町の基幹産業である水産業の振興に多大の効果をもたらすことが主旨であったように思われます。

この施設を設置してから現在に至るまでの、採卵・剥離・放流の実績と、今後の計画について伺います。

それと、アワビ種苗センターでは、アワビだけではなく、アワビ真珠養殖とか、カサゴの生産も実施しているようです。アワビ種苗センター全体として、今後どのような運営をされるのか伺います。

なお、質問がある場合は自席よりいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

第一点目の、採卵から放流までの実績と今後の計画についてでございますが、アワビ種苗センターが補助事業で完成しましたのが、ご承知のとおり、平成五年度でありまして、種苗生産に取り組みましたのは、平成六年度からでございます。

アワビの採卵は、十一月から十二月にあります。採卵粒数は相当な数になりますので、剥離数でお答えさせていただきます。

平成七年度から十四年度の、クロ・アカ・マダカの平均剥離数は二十万五千五百個でございます。種苗生産開始後、剥離数が多かったのは、平成十一年度で三十一万個余り剥離いたしております。

次に、放流実績でございますが、種苗生産後の放流は、平均で十一万三千二百個でございます。一年半程度中間育成し、毎年度放流場所を変えて、大島・斑・納島・相津木場・前方後目・浜津・笛吹・六島の海域に放流いたしております。

海士で採取された実績は、傷アワビだけの毎年度の抽出調査で混獲率を見てみますと、二％台から三％台に上がってきており、放流効果は確実に上がってきている状況にあります。

今後の計画といたしましては、現在、種苗センターに百個余り母貝を飼育し、採卵しておりますが、若い貝の受精が良いということもありますので、アワビ館のアワビを採卵時だけ借用ということも計画し、種苗の増産に取り組むとともに、アワビパールの販売、技術の伝承として継続し、現在、カサゴの採卵から稚魚の中間育成を試験しておりますが、技術を確立し、本格的に取り組んで行きたいと考えております。

次に、第二点目の今後の運営でございますが、資源管理型漁業の推進のために、放流用種苗の安定的生産に努めた運営も、もちろんでございますが、放流後の歩留まりの向上のために、中間育成期間の延長、また、漁協、漁業者、各地区の協力をいただき、以前にも実施したこともあります。禁漁区域の設定等、アワビ資源の増加にも取り組んで行きたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） ただ今の説明がありましたけども、この中で、剥離数等については平均を出しております。それで前もって資料を貰っておりますので、この資料によりますと、十三年度、十四年度、これについては、十三年度が十二万五千七百八十五個、それで十四年度は十三万五百個というふうな実績が載っております。

これから見ますと、例年流失しております約二十万から三十万、これの半分位しか剥離されておりません。また、放流に至っては、十三年度、十四年度約六万二千個位で、これは三分の一位の実績しか残していないのが現状であります。

大分県ですね、漁協の下入津支店という所では、十五ミリサイズを放流いたしました。これは効果がなく、四十ミリサイズを購入して、十五万個以上放流したところ、二年後には十センチ以上に成長したアワビが水揚げされ、その再捕率は一七%であったというふうな報告されております。

我が小値賀町には他から購入しなくても、種苗生産から剥離・飼育・放流に至るまで一貫した立派な施設があります。そして資源管理型漁業では、先に述べたように、大分県漁協に負けないような先進地であるというふうには思っております。その反面、今述べましたように、実績が二分の一、或いは三分の一しか残せないのは何故でしょうか。技術面が不足であれば、この技術面を身につける研修をしていただくとか、或いは技術者が少ないのであれば、一名位技術者を採用してやっていただければと、いうふうな思うわけでございます。

そういった手を打ってもらわないと、今の施設は稼動していない水槽が沢山ありまして、何の施設か何のための施設か、変に考えさせられる部分があります。その生産性を向上させ、引いては小値賀町の収入財源にもなる立派な施設を、どのように考えているのかお伺いします。

それともう一点、アワビ真珠養殖に手を出すあまり、アワビ種苗センター本来の事業にブレーキを掛け、生産放流二十一万八千個という、目的達成が出来ていないのではないかとというふうに思われます。

真珠販売は私が調べた中で、平成七年度以降、平均で三十八個、六十六万円の売上であります。これは、とても事業として成立するものではなく、最近では光沢もなく、その上、一個の単価が高価で、販売が伸び悩んでいるのも一因かというふうに思われます。

まあ「二頭追うものは：。」という諺もあるので、真珠販売がスムーズに行くまで、在庫がある程度無くなるまで、アワビ種苗センター本来の事業であります、種苗生産に力を注いでもらいたいというふうに思うのですが、今後、どのように考えているのかをお伺いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

当然、毎年ですね、特にマダカにつきましては、もうここ何年も採卵をしてない状況と聞いております。

それから採卵から沖出しして剥離するまでの、ちょうど寒い冬の最中でございますけれども、今、委託職員が一名ということで、もちろん人数も少ないわけでございます。そういうことで、今後、この件につきましては、漁協、海士組合、それから水産振興協議会等もありますので、よくそういうところと相談して、中間育成もですね、今段々大きくはなってるんですけども、もう少し四センチ位までにやりたい、それで今のところ、アワビパールもしなければいけない、それからアラカブの養殖もしなければいけないということで、なかなか一人でバタバタしているようにございますので、そういう点も、臨時・委託、それから女性の雇用というようにですね、今後とも協議してですね、進めてまいりたいと思っております。アワビパールにつきましては、せつかく先人から受け継いだ技術でございますので、今後とも技術を継承するというところで、続けたいと私は思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 浦 議員

四番（浦 英明） 先ほども申し上げましたが、アワビ種苗センターは生産性を向上させ、引いては小値賀町の財源にもなるものと、いうふうな施設だと思っております。

当初の目的どおり、三十ミリサイズを二十二万八千個、これ生産できた場合、私なりに試算してみたんですけど、仮にミリ単価が三円で計算しますと、二千万円という数字が一応試算されます。

このような立派な施設をフル稼働されまして、種苗センターの発展に寄与すべく創意工夫をされまして、これを最後にお願ひ申し上げまして私の質問を終わります。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 浦議員の心意気もよく解りましたので、前向きに一生懸命検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（近藤一輝） しばらく休憩いたします。

—	休憩	午前	十一時	三十一分	—
—	再開	午前	十一時	四十分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

三番（小辻隆治郎） 役場執行部の人事、有機センターに対する問題と、農業に対する政策について伺いたいと思っております。

まず、役場の人事及び有機センターについて。

町民から農業関係についての不平不満、これが出ておりますので、二点ほどお伺いしたい。

まず、役場の人事については、職員ならずとも町民にとつても大いに関心のあるところであり、前回の人事については、この度の難しい状況の中で、なかなか町長も骨を折ったものだと理解しております。

ただ、農林課は町の基幹産業であり、農業に対する町の姿勢を示す町の部署であります。それ故、農業に熟知した職員を適正に配置することが、今後の実効ある農業対策を実施して行く上で、非常に重要なものではないかと考えます。

そうした場合、今回の農林課の人事については、一つ手薄ではなかったかという意見が町民から出ております。近い将来に、農林課に適正な人事があるのか、お伺いいたします。

次に、有機センター問題について。

有機センターの堆肥の件について、ちょっとお伺いします。

有機センターの堆肥の出荷については、町民が待望しているところでありますけれども、一年近くになるのにまだ製品が出来ていない状況にあります。製品の出荷はいつ頃になるのか、今後の堆肥作りの展開についてお伺いしたい。

また、出荷を予定されている堆肥は、栽培ハウスに不向きではないかという意見があるが、これはどうなのか、お伺いしたい。

次に、農業に対する政策についてお伺いします。

当町の農業人口は、高齢化や後継者難等により、就農者が減少し、今後遊休農地も増加する傾向にあります。

しかし、大島・小値賀地区では、県営畑総事業の推進によって圃場整備が完成し、ハウス栽培、露地栽培共に農作業は以前にも増して容易になったのは明るい兆候ではないかと考えます。農業担い手については、若手の農業者のUターン・Iターンを期待するしかないんですけれども、現在ある担い手公社で新規就農者を育成する制度、これは非常に良い制度だと思います。が、農業の活性化という面から現状を見てみると、今一步踏み出す必要があるんじゃないかと感じます。法人化組織への移行の問題、栽培の方法や、そして販路を工夫するなど、やる気のある農業者にとって、逆にこれを好機到来とみる状況であって、契約栽培等も視野に入れれば、農業で、所謂儲かることも難しいことではない、農業は儲からないという固定観念は昔の話で、小値賀の農業には将来性があると、私はそう思っております。

そこで、町長にお伺いします。

一点目として、高齢化に伴う就農者の減少に対して、どういう対策を考えておられるのか。

二点目、担い手公社は設立されてから三年近く、将来的には独立採算にシフト替えが可能と思うが、どうでしょうか。また、独立採算制で行く場合、どういう組織にもっていくのか、これをお伺いしたい。

三点目、担い手公社で二年間の研修期間を終了した者に対して、ハウスの貸与等のお考えはないのか、そして最後に、農業生産法人が出来た場合、土地の売買・貸借が最重要になってくると思われしますが、その場合、役場として積極的に関与してもらえるのかどうか、以上、農業に対する政治姿勢について四点お伺いします。

これで私の質問は終わりますが、再質問は自席より行います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

現在、当町の職員は九十四名で、一般職が六十一名、その他の職員が三十三名の九十四名でございます。

昨年度より、退職職員の補充も控えており、また、そのような中で県及び佐世保市にも職員を派遣しております。従来の職員の配置からすると、課によつては削減しているのが現状でございます。さらに厳しい財政運営の中で、職員の削減はより一層検討しなければなりません。

今後、さらに職員の意識の改革や育成に努め、行政需要、事務量等を勘案しながら、職員の配置を行い、行財政改革に積極的に取り組み、適正な定員管理に努めたいと思っております。

堆肥センターについてお答えいたします。

昨年十一月に二名の委託職員を雇用し、堆肥の製造に取り組んでおりますが、初めての堆肥作りということで、製品として出荷出来るまでには至っておりません。今後の方向として、早急に堆肥の製造を行い、来年の秋作には間に合うよう努力したいと思っております。

次に、堆肥としては不向きという指摘がございますけれども、牛糞だけでは肥料になりません。そのために、麦わら、もみ殻等を混入して良質の堆肥製造をしていくようにいたしております。

町執行部の農業に対する政策について、一点目のご質問ですが、現在、小値賀第一機械共同利用組合において、水稻栽培の田植え作業、飼料栽培の耕起、収集、梱包作業の受託作業をいたしております。また、和牛部会においては、ヘルパー制度の導入をいたしております。

次に、今後の農地の管理につきましては、その受け皿として担い手公社において、農地保有合理化事業の推進を図りながら、併せて農作業の受託につきましても、現在オペレーターの登録制度の確立を準備いたしております。また、農業委員会においては、担い手への農地集積を推進しており、高齢化社会に対応していきたいと考えております。

二点目のご質問ですが、将来は独立採算への推移が目的であり、そのためには土地利用型農業から施設農業作物への確立が必要と考えております。しかし、新規就農者支援事業の研修生等の人件費等まで収益を上げることが極めるために、もう少し時間が必要と思っております。

三点目の質問ですが、現在、担い手公社においてもストックしている遊休ハウスがございしますが、終了後に貸与することは可能と考えますし、また、新設ハウスの貸与も検討していきたいと思えます。

次に、法人化された農業生産団体ができた場合、土地の売買・貸借が最重要になるが、町として積極的に関与してもらえないのかというご質問でございますが、農業生産法人の認可を受け、農業委員会の承認を受けますと、売買・貸与は可能となります。また、行政の関与につきましては、農業委員会において農家台帳調査時に農地の一筆調査を実施しており、売買・貸借についても調査を行っております。また、委員会事業として、農地の幹旋事業や集積事業をいたしております。以上です。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 今、お答えした中から、まず一点の、役場の人事についてですけども、先ほども言いましたように、職員ならずとも町民も随分関心のあることですから、一つ町長の念頭の中に、人事に関して頭の中に町民がいることも忘れずに一つ検討してもらいたいと思います。そして近い将来、農林課に人事があるのかという質問に対するお答えがちょっとないようですので、お願いしたいと思います。

次に、有機センターの堆肥の件なんですけども、箱物は二億余り建設費がかかっております。ですから、町民がその中身ができるだけ早く成果を見たいと期待するのは、これ当たり前の話だと思います。それで堆肥の出来るまでの過程をですね、町民に情報公開するなど、行政のこれは義務だと思うんですよ。執行部が、そういうことをしないでですね、町民はただ「堆肥は出来んのか。出来んのか。」オロオロするばかりで、そうした場合に、行政は町民に対して「これこれ、こういう訳でまだ出来ないんです。」と、そういうことを積極的になさね、せめて関係者にもこういう質問がきたら、そういう対策をしろと、そういう返答をだけは用意しておいてもらいたいと思います。

この堆肥の件につきましては、色んな町民の方から色々私も質問を受けましたけども、一年位はまずは出来ないだろうと、いうことを前もって聞いておりましたんで、そのようにちょっと曖昧な返事はしとったんですけども、今後はある程度明確なシミュレーションを描いてですね、町民に情報を公開してほしいと思います。そして、これに対するある程度の返答を得たいと思います。

それから、町執行部の農業に対する考え方なんですけども、一点目については、色々政策を執ってやっておられるようで、

それは結構です。ただ、担い手公社も三年近く設立してからなります。したがって、ある程度の用途と言うか、目標を見つけてですね、これをどういう形にもっていくか、それで独立採算するにはどうしたらいいのか、「給料は払えない、払えない。」と言いましたけども、給料を払うにはどうしたら良いのか、それはもう単独で行くならば、もうある程度の結論を出した形、ビジョンをもってやるのが町民から要求されるあれじゃないでしょうか。

私は、色々、農業を今、産建の関係で農業をずうっと見て回ってますけども、今までは零細業者で、なかなか個人販売、そしてJAを通じて販売するわけなんですけども、今後は栽培契約、相手方を見付けて、それに栽培して売っていくと、いうことを念頭におけばですね、色々対策も出てくると思うんですよ、この度、台風六号とか十四号でハウスがやられましたけども、台風に強いハウスを造るとか、そういうインフラをですね、農業のインフラを作って行政も積極的にそれを支援して農業の繁栄をすることが一つの執行部の努力ではないかと思えます。

それで三点目の、担い手公社でハウスの貸与等について聞きましたけども、若し卒業すればどうするのか、せっかく農業者が育っていったのに他所から来た人がまた帰らんばいかんと、その場合には、今までの担い手での勉強が無駄になります。したがって、リース制度みたいなことを考えてですね、執行部も検討してもらいたいと思えます。

それに、農業生産法人が出来た場合は、土地の流動化等で役場としても積極的に関与することですけども、この点については、若し農業者が一人でやることは多少難しい問題もありますから、今後とも一つ執行部については、積極的に関与してもらえよう、よろしく願います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

一点目の、人事異動の件でございますけれども、今、プロジェクトチームで、財政計画・構造改革とか行政改革を、もう一応計画をいたしております。それで、この件につきましても、もう時期結論と言いますか、どういうふうにですね、最初から課をなくしたり、班にするとか、係をなくして班にするとか、色々ありますけれども、段階的にですね、やりたいというふうに考えております。ということでは、この件につきましても、もうしばらくお待ちいただければと思っております。

それから堆肥センターにつきましては、遅れることは確かでございます、やっとな環境が整ったものと考えております。業ではございますけれども、出来たという経緯もありましてですね、やっとな環境が整ったものと考えております。

そういうことで、今後、早くですね、早急に頑張ってもらおうようにお願いはしております。

それから情報公開につきましては、ご指摘のとおり、堆肥センターにつきましても情報公開ということで、お知らせしたいと思えます。

農業行政につきましては、私も農林関係が不慣れのため、担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 農林課長

農林課長（中谷 功） お答えいたします。

先ほどから町長が答弁いたしておりますけれども、情報公開の件につきましては、機会があることに地区会長会、或いは支部長会、それから『農業だより』、それから園芸部会、和牛部会等につきましても周知をいたしております。今後とも、情報等につきましては、引き続き周知をしていきたいというふうに考えております。

それから堆肥の見通しが甘かったことにつきましては、確かにそのとおりでございますけれども、私といたしましても責任を痛感をいたしております。その責任に応えるのは、良質な堆肥を作りまして農家に「よかったな。」と言われるような堆肥作りをしていくことが農家への恩返しかなと、いうふうに思います。

それから農業行政についての考え方でございますけれども、ハウス建設につきましては、それぞれの考え方がありますけれども、先ほど町長が言いましたように、遊休ハウスの貸借ということも考えられますが、その場合に、その補修費というふうなことも出てまいります。それから、リースでした場合のハウスの建設ということも考えられます。

また、新規就農者の場合につきましても、補助率が二分の一に引き上げられますので、そのような優遇的な補助を使っての建設ハウスというふうなこともありますので、各々の新規就農者の意見を聞きながら対応をしていきたいと、いうふうに思います。

それから独立採算の件でございますけれども、独立採算ということとは非常にいいわけでございますが、その目標に向って現在進んでいるわけでございます。そのためにご承知のとおり、研修ハウスを建てまして、収益性の上がる作物と、いう物を作っていくということでございます。

それから農業生産法人につきましては、先ほど町長が述べましたとおり、今後とも協力依頼等があれば、大いに推進を図っていききたいというふうに思います。

議長（近藤一輝） 小辻議員

三番（小辻隆治郎） 先ほども言いましたように、もう農業人口も高齢化とか、後継者難等で非常に若手の就農者が減っております。したがって、所謂「待ったなし」の状態にありますから、出来るだけ執行部の方も急いでその対策を考えてほしいと思います。執行部が色々取り組んでおることは、今の答弁で解りましたけども、単独で行くためにどうしたら農業者が活性化するか、その一点に絞って全部の政策を見直して実行してほしいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

各、農協、和牛部会、それから野菜組合、いろいろ部会がございます。そういうことで、皆様とよく相談しながら、この点につきましては、前向きに検討させていただければと思っております。以上です。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	零時	五分	—
—	再開	午後	一時	十八分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

一番（加山雅徳） 通告にしたがって、一般質問いたします。

町長におかれましては、合併という言葉には耳にタコが出来るぐらい聞かれていますと思いますが、これは小値賀町の将来にとって重要な問題であると思えます。

また、来月の二十日には任意合併協の結果を出さなければなりません。それで、町長の考えだと合併反対の意志を示しているようですが、今日の答弁については具体的に説明をお願いいたします。

さて、国の財政が大変厳しい状況に陥った今、ある一定の規模以上の自治体でなければ、国、そして小値賀町そのものが立っていかない時代になっているわけです。小値賀町のことだけを考えるなら、そりゃあ合併しない方がよいでしょうが、いずれは行き詰まると思えます。

そこで私は、大道に立って考えるべきと思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

次に、今後の小値賀町の財政についてですが、松永議員さんと若干ダブル処も出てくるかとは思いますが、ご了承願いたいと思います。ここ数年の小値賀町の財政状況を見ると、基金を取り崩して赤字の補填をしていますが、この状態でいくと、二・三年で予算が組めない状況に陥ると思いますが、町長の考えを伺います。

二点目ですが、小値賀町の今後の大きい事業と言いますか、改修工事等と、ここ十年以内に考えられるのは、学校の校舎の統廃合による新築工事や、今の診療所の改築、或いは移転・新築も必要になると思いますが、財源は大丈夫か、そこら辺をお伺いします。

三番目に、県は補助事業全般について、合併重点地域への優遇措置を明言していますが、合併に反対することで補助決定が遅れることはないのか、町長の考えを伺います。

以上でございます。再質問は自席から行わせてもらいます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、国と地方の財政状況は危機的状況であります。今後の少子・高齢化の中で、これまで国主導で運用されていた、右肩上がりの成長を前提とした行政システムを改め、持続可能なシステムへと変換せざるを得ない状況でございます。

そのために地方分権を進め、地方のことは地方でやってもらうということで、その財源についても「三位一体の改革」により、地方交付税や国庫補助金を縮小し、地方税へのウエイトを高めようとしています。

すなわち、地方の歳出執行面で、国の関与を減らし、地方の裁量を増やす反面、歳入面では住民の受ける行政サービスと税金等の負担を明確にして、住民にサービスの程度を選択できるようになります。今までは国庫補助金や県補助金、地方交付税で財政を運営したことが、今後は、そういうふうには行かなくなってくるようになります。

これは合併する、しないにかかわらず同じであります。

これからの行財政運営は、住民との対話の中から協働で運営していく形が必要かと考えております。私は、そういう姿勢で今後の行政を進めてまいりたいと思います。

今後の小値賀町の財政について。

一点目でございますが、ここ数年の基金の状況を見てみますと、十一年度で一億一千七百六十二万一千円、十二年度は一億一千八百九十一万八千円、十三年度で二千七百八十九万九千円、十四年度は三百六十一万二千円と、基金の取り崩しは減少しておりますが、基金を取り崩しながらも、一方では積み立ても行なっておりますので、二・三年で基金が無くなることは考えられません。今後の財政運営は厳しい状況になりますので、従来のやり方を踏襲することなく、予算編成についても大きく変わらざるを得ないと思っております。

二点目についてお答えいたします。

本町の財政状況は自主財源に乏しく、特に、地方交付税の今後の動向は大きな影響を与えることとなりますので、厳しい状況になることは覚悟しなければなりません。

歳入が減少すれば、それなりの自治のあり方を考えなければなりませんし、歳出の抜本的な見直しが必要になります。

そのためにも、あらゆる歳出の削減はもとより、行政改革を行ない、必要な事業は優先順位を決め、年次計画を立てて、絞り込んでやっていくこととなります。

三点目についてお答えいたします。

新地方自治法第二百四十七条第三項で、「国又は都道府県の職員は、普通地方公共団体が、国の行政機関、又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な扱いをしてはならない。」という、規定があります。

県が合併を推進しており、そのことで合併しない場合、不利益を被るのではないかという懸念もあろうかと思いますが、法律上はできないことになっております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 今の町長の答弁ですが、市町村合併についての今の答弁の中で、地方分権ということ、そういう時代になるということやったかと思いますが、市町村合併をしない矢祭町ですか、福島県の。そこを例に挙げて話させていただけますが、これは町長も先立って東京視察行かれた時に矢祭町に寄ったわけですが、ここの町の内容について少し触れさせていただきます。

ここの矢祭町ちゅうところが、私が色々調べた限りでは、徹底したこの行財政改革を推進し、単独で行くという道をマイペースで進んでいる町と思います。それで、その行財政の改革の中で、四点か五点、具体的に言いますと、職員を百九名から八十三名に減らすと、二番目に係長を置かないと、三番目に町長の給与を課長級に下げると、で、四番目に課を統合し、グループ制にすると、等と、もう一ちよ、収入役を置かないちゅうことですか、まあそういう徹底的な機構改革をやっているわけです。

そこで町長にお伺いしますが、小値賀町が単独の道を行くということ、前回の定例会の時には漠然とした答弁をされたかと思いますが、具体的に、現実的に、町長の考え方を再度お伺いいたします。

次に、今の基金の取り崩しの件ですが、私の調べた限りでは、間違いがあればご指摘をお願いします。

基金の取り崩しが平成十二年から十四年度まで、さっきの町長の答弁だとちよっと金額がありません、私と……約、私が調べた限りでは、十二年度から十四年度まで約三億じゃないかなと、で、十五年度予算でも三億三千万位の取り崩しをされると、で、残りの基金の内訳ですが、一般財源に繰入れできるのが四億位じゃないかと思えます。この状態で交付税等の見直し、国庫補助金の削減等とされた場合、今後、何の事業も出来ない、私は思います。そこら辺のところを再度お伺いします。

三点目の補助事業の件ですが、町長が言われた国の方針として、その市町村にそういう不利益はないと、ないちゅうよりも不利益を被らないという答弁やったかと思えますが、要は今言う国・県が緊縮財政という中で、限られた『パイ』の中で、合併重点地域に予算が配分されれば、当然、合併しないところは、「やりません」とは言わんでしようけど、合併するとさらに重点的に配分されればですね、後は誰が考えたって「もう、ありません」と、いうふうになるんじゃないかと、私はそういう気がしてなんわけですが、そこら辺の、まあ国・県もそりゃあ不利益は被らないという法的なところもあるでしょうけど、当然、さっき何回も言うようですが、重点的に合併するところに配分されれば、当然、限られた『パイ』の中で予算配分してしまえば、後は誰が考えたって「残っておりません」という言い方になるんじゃないかなと、私は思います。その三点、お願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えをいたします。

まず一点目の、矢祭町のことでの質問だったかと思いますが、この矢祭町は二十年前から辛抱して、そして課をですね、統合したり、係を廃止して班とか、もちろん町長の給与も下げたとか、色々いうことであっておりますが、小値賀の場合は今が出发点でございまして、今、行政改革・財政改革、いろいろ機構改革をですね、今やっているわけでございますので、町民の皆さんが一丸となって、そういう方向に向いていただければ、小値賀町は今後存続できるものと思っております。

それで、基金のことにしましては、総務課長の方からお願ひしたいと思っております。

それから、さっきの三点目でございますけれども、先ほど、伊藤議員にも答弁したとおり、合併した後、十四年後には逆転をするんだ、合併した場合には小値賀町には四億七千万、合併しなかった場合には十二億というようなことで、私の考えは、合併せずに小値賀町単独で行った方がまだ健全であろうかと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 総務課長

総務課長（大黒泰三） お答えします。

さっきの基金の取り崩しの件ですけど、先ほど町長が答弁した数字は増減分でございます。

というのが、取り崩してまた積み立てたつちゅう経緯があります。それで、十一年度は最終的な取り崩しは一億八千五百二十二万八千、それに積み立てが六千七百六十七万七千円、それで先ほどの数字の一億一千七百六十二万一千円っていう数字が出てきております。

因みに十二年度は、取り崩し額が一億五千七百五十六万八千円、積み立て額が三千八百六十五万円、その増減で一億一千八百九十一万八千円の差になります。それで十三年度が、取り崩し額六千七百二十九万三千円、積み立てが四千万四千元、その差で二千七百十八万九千円の取り崩しって言いますか、増減額です。十四年度が、最初の取り崩し額が四千二百三万四千元、積み立てが三千八百四十二万二千元、その差が三百六十一万二千元、以上でございます。

議長（近藤一輝） 加山議員

一番（加山雅徳） 先ほどの基金の取り崩しの件ですが、訂正いたします。私の勘違いだったと思えます。

それで最後の質問ですが、一点だけ最後にお伺ひいたします。

この合併問題については、最終的には町民の意志だと思えます。

町長の考えはですね、今後どうされるのか、再度、住民に対してですね、合併の問題についてのアンケートですね、これを執る気持ちはないかどうか、そこを一点だけお伺いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

財政計画につきましては、明日の午後から財政計画を説明したいと思っておりますが、その後、二十一日が町民レク大会ということもありまして、二十四日位から十月の二・三日位までの内に、各地区を回りまして説明をしたいと思っております。

そういうことで、アンケートにつきましては、検討させていただきたいと思っております。
以上です。

議長（近藤一輝） 十番・立石隆教議員

十番（立石隆教） 私は、町長に離島にも配慮した船の運行時間についてと、小値賀町看護師奨学資金補助要綱運用の改正点についてお伺いいたします。

まず、離島に配慮した船の運行時間について伺います。

今年の五月より、小値賀・佐世保間の航路に美咲海送が新規参入し、今まで一社に頼っていた島の海上交通機関が二社になり、複線化をいたしました。二社になったことで、双方とも航路の維持ができるのか、補助がなくなることで運営が出来るのかなどの心配をする向きもありますが、そこは企業、なにも慈善事業をするわけではありませんし、損得の計算をした上での新規参入でしょうから、会社運営は会社にお任せし、利用者としてはこの状況を前向きに捉え、さらなる便利さと快適さと経済性を求めていきたいものだと思います。

一社から二社になったことで、以前より議会からも申し入れしてもなかなか聞き入れてもらえなかった事柄が、一度に実現しております。運賃が安くなったり、時間の短縮やサービスの向上、早朝及び夜の便の時間帯が出来るなど、住民にとって歓迎すべき小値賀・佐世保間の海上交通の実状となってきたように感じます。

個人的に言っても、朝早く小値賀を発ち、日一杯用事を済ませて夜に帰ることが出来るなど、会議や行事出席の機会の多い者にとって、つい近年までは望んでもとうてい実現できないものと思っていた状況がこの度実現し、「ずいぶん便利にな

ったものだなあ。」と、二社の努力に感謝する気持ちや大であります。

しかし、近日伺った話で、如何に自分たちのサイドのことにしか目が向かなかつたかと反省させられたことがございました。我々にとって、便利になったなと思っていた時間帯の変更が、大島の方や納島など離島に住む方々にとっては、むしろ不便になったというものです。今の船の時間になってから、佐世保からの日帰りが出来なくなり、例え、夕方の船に乗っても小値賀本島に一泊しなければならぬようになり、前より不便になったということがあります。小値賀本島もまた離島です。私は、合併問題で、離島の気持ちは離島でなければ、と主張しながら、その離島に住む人間がそのまた離島に対する気配りを忘れていたことに恥ずかしさを覚えています。飛行機や電車の時刻改正のときは、それに接続したバスや船など、接続時間に合わせるのが常識です。昔と違って、大島や納島、六島などに住む方々にとって、小値賀本島だけが生活圏ではありません。佐世保市との交通の便についても配慮しながら、生活維持航路としての町営船の時刻設定を行うべきではないでしょうか。

現在、大島に向かう最終は、笛吹発一七時四〇分です。柳発が一七時五五分です。フェリーの着く時間の一九時三五分に合わせるのは無理としても、一八時〇七分着の、高速船の時刻に対応した『はまゆう』及び『西海』の時刻変更ができないものかを町長にお伺いいたします。

また、『はまゆう』も『西海』も夜間航行の設備がないこともあり、夕方の時間設定変更が難しいとするなら、二社に対して、佐世保発の夕方便を一つでも町営船の時間に合うような時刻設定を申し入れては如何でしょうか。この問題をないがしろにしてはならないと思います。この件に関する町長のお考えを伺います。

この問題を改めて考えていると、せつかく二社になり、住民にとって選択の範囲が大きくなったにも関わらず、運行時刻の偏りが気にかかります。大島など離島の方々のニーズ、佐世保での用事も午前中で終わって、少しでも早く帰りたい人のニーズ、遠方から飛行機を使ったり、福岡から佐世保経由で島に渡りたい方々のニーズなど、様々なニーズがあり、一社では無理だとしても、二社が協力すれば多様化した時間帯が作れると思います。

そして多様化した時間やサービスなどにより、新たな顧客も掘り起こせる可能性が出てまいります。また、そういった海上交通の利便性が向上し、島と本土の交流人口を増やす努力を、関係町と企業が協力して行っていけば、乗客率を増やすことも夢ではないと考えます。

町長は九州商船、美咲海送二社に対して、顧客の代表として、佐世保発及び小値賀発の時間の多様な設定をよく協議し合
って行っていたかどうか、働きかける意志はないのかどうか、町長のお考えを伺います。

次に、小値賀町看護師奨学資金補助要綱運用の改正点について伺います。

小値賀町看護師奨学資金補助要綱は、昭和六十年八月十九日に告示され、昭和六十三年と平成十四年に改正されて今日に
至っています。その目的は、看護師の資格を取得しようとするものに奨学金を支給し、小値賀町国民健康保険診療所の看護師
を確保しようとするものであることは承知しております。診療所開設の当初は、看護師の確保には大変苦勞をしたようで、
学費の補助をすることで資格を取得した看護師を確保してきた経緯があり、看護師奨学資金補助制度の果たした役割は大き
かったと思います。

しかし、時代は大きく変わり、診療所も看護師の数の確保はもとより、その質の問題や経験なども重要な部分となってい
きました。また、看護師とは別に、理学療法士や作業療法士などの確保についても、福祉との関連で重要なものとなってまい
りました。

また、奨学金を貰い資格の取得をした看護師の中には、直接、小値賀町診療所に勤めるよりも、二・三年、他の医療機関
で経験したいと思う方も出てきているようですし、今後、資格を取得して帰ってきて、小値賀町の診療所に採用する空き
がないとの問題も出てくる可能性もあり、奨学資金の補助を受けた者への義務の内容、すなわち第八条、第九条の、「資格
取得後五年間の勤務義務」及び「義務を果たさなかった場合の奨学金返納」についての見直しが必要ではないかと考えます。
要綱の現実的な運用について、今までのような運用で問題点はないのかどうか町長の考えを伺います。

また、看護師の患者に対する態度や対応など、患者や家族が都市部病院の看護師の対応と比べる機会が多くなってきてい
る現在、町民の要望が厳しくなっています。現在の看護師を他の病院で研修したり、経験をつませる方法も、今後十分検討
する必要がありますが、問題解決のひとつの方法として、この奨学資金の運用で、資格取得後すぐに小値賀町診療所で勤務
しなければ奨学金を返納させる現行制度を、希望者には二・三年の島外病院の研修期間を設け、その後、小値賀町の診療所
に五年間勤務すれば、奨学金の返納はしなくてよいというような運用が出来ないのかということを考えます。

また、この看護師の奨学資金補助要綱を、理学療法士や作業療法士へも適用し、その確保を考える時期ではないかと考え
ますが、補助要綱の運用を現在の状況を踏まえて見直すことについて、町長はどのような考えをお持ちかを伺います。

私の質問は以上ですが、再質問があれば、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

五月から佐世保航路も二社体制になり、住民にとって佐世保日帰りが出来、しかも運賃も値下げされ、利用する人々にとっては便利なものとなっておりますが、ご指摘のとおり、九州商船の高速船の運航時間変更が八月にあり、夕方五時着の便が六時過ぎとなり、離島の方々にとつて、町営船を利用しての佐世保日帰りは出来なくなっていることは事実でございます。ご質問の町営船の最終便を、夕方の高速船の到着時刻に合わせる事が出来ないかということですが、現在の、佐世保航路運行時間がこのまま確立されるのかということもございます。

また、冬場は日が暮れるのが早く、安全運行の面から、はまゆうの笛吹発を十分早めての運航をいたしている現状や、運行管理体制が、現在、十二時間の勤務拘束体制をとっており、職員にとっては、かなり厳しい勤務状況であることも現実でございます。

町営船の運航は、離島に住んでいる人達の重要な交通手段でありますので、住んでいる人達のニーズに合わせた運航が原則だとは認識いたしております。運行時間の変更については、地元の方々の意見も充分聞いた上で結論を出したいと考えております。

また、佐世保航路の運行時間帯が、朝と昼に偏っていることもご指摘のとおりでございます。各社それぞれ営業上のことかと考えますが、出来る限り機会をみて働きかけをしてみたいと思えます。

小値賀町看護師の改正点について、お答えいたします。

看護師奨学資金補助要綱につきましては、昭和六十年の診療所開設時に、看護師の不足の解消打開策の一環として設置いたしました。

内容といたしましては、就学補助を三年間行い、免許取得後に小値賀診療所に最低五年間勤務していただくというシステムで、当時といたしましては、医師と同様に看護師の慢性的な不足に対応するための施策で、地元の北松西高校を主として奨学生の募集等を図ってまいりました。

この制度を九名が活用し、実際に診療所に勤務した看護師は七名にのぼり、現在、勤務している八名の職員のうち、五名

が本制度を利用した看護師でございまして、制度自体の成果は上がっていると判断しております。

しかしながら、これまで中途辞退や義務年限内退職のために、奨学補助金の返還事例が数件発生しており、制度の色々な規制の弊害があることも事実でございまして。

また、診療所に勤務しております技術職全般に言えることですが、免許取得後即戦力とはなり得ませんので、卒業後、ある程度の期間の研修システムは、本人及び診療所全体のレベルアップに繋がると思われますので、それに、本人が目的を持つて大きな病院での研修を望む事例等も出てきております。こういう事態に現制度には対応できない部分があります。

ただ、診療所の現状といたしましては、独立採算制や企業会計方式導入が求められ、できるだけ一般会計からの繰入れを抑えようとしている昨今、二・三年間の余剰人員を確保することは非常に厳しい状況にあります。

確かに、受入先の病院等が給与支給や研修終了後に小値賀診療所復帰を了承していただき、急に診療所で人員不足等が発生した場合に、本人が確実に戻るなどの保証があれば、全面的な要綱の改正を行い、かような運用を積極的に進めたいと思っておりますが、現状ではなかなか難しい状況だと判断しております。

また、町立医療機関を維持して行くためには、看護師だけに限らず、放射線技師、検査技師、理学・作業療法士、さらに医師などの確保についても視野に入れた、抜本的な制度改正が必要になってくることも考えられますので、診療所運営協議会などで、今後、十分検討を重ねながら対応を図りたいと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 町営船の時刻の変更というのは難しいということ、現行の体制でよく承知をしておりますが、これについても船員の方々、関係方々のご同意を得ながら、改正できるものは改正していくという方向も一つは生かしながら、更なる検討を加えていただきたいというふうに思いますが、二社に対する小値賀・佐世保間の運行時間、これについては折をみながらということですが、この申し入れ等については、当議会の中にも『交通問題対策特別委員会』がございまして、こちらの方からもやって行かないかなという思いはもっておりますが、特に町長あたりは、そういうことを発言する機会が多いので、是非ともこの場合ですね、ただ時間の変更だけ申し入れるのではなくて、そういうふうな時間をばらつかせてですね、そして交流人口を増やしていく、町も努力をするから、そちらの方も一つ努力をしてほしいとい

うようなですね、働きかけを是非やっていただきたいと思えます。ただ会った時だけ、「ちょこつと言いますけん。」というのではなくて、もつと時間をこれだけに裂いてですね、二社に出かけて行って話をするというぐらいの心意気を私は期待したいと思っておりますが、そのことについて答弁をお願いをします。

それから、看護師の奨学資金補助要綱、まあこれも含めて抜本的な改革ということも必要性を感じてということでございますが、現行のですね、これは町長も個人的なことでございますので、なかなか答えにくいかとは思いますが、奨学資金補助要綱の中で、第九条が、「奨学資金の補助を受けた者で、次の各号の一に該当する場合は、事実発生後六月以内に、補助金の全部又は一部を町に返納しなければならぬ。一 前条に規定する義務期間内において退職した場合は残存義務期間に相当する金額、二 町長が必要と認めて奨学資金の補助を廃止した場合は、補助金の全額」いうふうに書いております。

町長は、娘さんがこれに該当したということで、全額を返したという事実があるようですが、その時の当事者としてですね、この要綱の在り様というのは、ほんとにこれでいいのかなと、そんな時の思いを、どういうふうに思われたかなと、私も聞きたいと思っております、ここであまり感情的にならずにひとつご説明をいただければというふうに思っています。

議長（近藤一輝） しばらく休憩します。

—	休憩	午後	二時	一分	—
—	再開	午後	二時	一分	—

議長（近藤一輝） 再開します。

町長（山田憲道） お答えをいたします。

今の美咲海送さんのフェリーが、小値賀発で小値賀着ということで、宿泊もですね、前方の筒井浦の湾に係留していると、言いますか、そういうことで、まだ色々二度三度と岸壁を使用していることも十分解っておりますので、この件につきましては、早急に対応したいと思っております。

それと一緒に交通委員長もおられますので、よく話したいと思えますので、その時はよろしくご協力をお願いしたいと思います。

それから看護師の問題ですが、私が診療所の事務長の時代でございまして、看護婦の定数がいっぱいでありまして、娘が卒業するというところで、町長と田中所長と話しまして、第一回目の時には「まあ、いいんじゃないか。」というようなこと

もあつたわけです。ただ、ある方が長期入院されまして、そして退院した折に、「まだ勤めてもらえらるんではよ。」ということでも確認しましたら、「二〇三・四年はまだ子供が学校に行くからは非働かせて下さい。」ということでも、辞めるという意思ではなかったものですから、また再度話し合いましたが、「今までに前例がないから…。」、「二・三年東京の方に行つてから帰します。」というふうに言ったわけですが、「どうしようもないから、規約通りにしてほしい。」ということでも、やむなく長女の分を返そうというふうにしておりましたが、途中で頭にきて下の分も二人纏めて、親和銀行の方から高い利子で（融資をして）、今まだ払っておりませんが、払ったという経緯もございませう。

ただ、今までの役場につきましては、前例がないからということでも撥ね付けるような町政は私は大嫌いでございます、その場その場でやはり柔軟に考えて行きたいと思うし、今後そういう考えで行きたいと思っております。どうぞよろしく願います。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 前の議会の中の、総務文教厚生常任委員会でも、前町長をお呼びして、この奨学金の問題、それから看護師の問題、医療関係の問題についても随分討議をいたしました。

また、先ほど、ちよつと触れましたが、理学療法士の問題、PTの問題ですね、それを何とかこの奨学金の中に入れるということは出来ないかと、いうことも申し上げてきた経緯がございませう。

そうした議会の方の働きかけもございませうので、どうか今言ったように「前例がないから。」といったことで切り捨てないということでございますから、具体的にそれをどのようにお進めになるかということをお伺いしてございませう。

先ほど、ちよつと運営協議会の中でということでもございませうが、運営協議会の方にその問題を投げかけて、そして協議をさせるおつもりなのか、或いはまだ全体の、今後の行政改革の中でそれをまとめるおつもりなのか、その辺のところを、今の頭におありでしたら伺っておきたいと思ひます。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えをいたします。

本来であれば、この議会で上げるべきだったとは思ひますが、いろいろ私もありまして、そのレントゲン技師と作業・理

学療法士のことに関しましては、十二月の議会に上げて、それから直ぐ適用したいと考えております。

一応、審議会の方にかけてということじゃなくて、この前、審議会の方からですね、言われたということで、もう十分聞いておりますので、速やかに対応したいと思っております。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） すみません。

名称を訂正させていただきます。「診療所運営審議会」ではございませんで、「協議会」でございます。訂正をさせていただきます。

議長（近藤一輝） 二番・土川重佳議員

二番（土川重佳） 私は、第一次産業の育成に基づく地場産業の今後について、通告に基づいて質問をさせていただきます。

私は、六月定例会において、今後も従来どおりの補助金の確保ができるのかということと質問をいたしました。

町長の答弁は、活性化に繋がることにおいては取り組みたいということでありました。しかしながら、町長は先の六月議会において、合併をしない方向で考えているということでありました。今、小値賀にとって岐路に立っていることはご承知のとおりであります。

そこで私は、合併をしない場合に財政的に考えた場合、今までのように第一次産業の育成が図られるのか、とりわけて言いますと、漁業ならば漁港の整備、魚の放流、農業ならばハウス施設建設、牛舎の建設、一般的に考えますと、道路等の生産基盤の整備が今後も今までと同様に整備ができるのか不安でいっぱいであります。

そこで町長にご質問いたしますが、町長は観光で立つ町を掲げております。私は第一次産業を活用した活性化対策としてブルーツーリズムやグリーンツーリズムを推進することにより、地域の特性が図られると考えます。そのような観点から、また町長の施策の上からも第一次産業の育成を図り、併せて地場産業の育成を図ることが必要と考えますが、合併しなくても今までのどおりのことができるかお伺いいたします。

次に、町長は六月議会において、今後は観光で活性化を図りたいと申し上げました。私は観光で町の浮揚を図る場合は周年型の観光を図るべきだと考えます。期間に限定された観光はなかなか難しいと思っております。

そこで町長にご質問いたしますが、観光における浮揚の施策があるならば、具体的にどのような施策を考えているかをお

伺いいたします。

私の質問は以上でございますが、再質問があれば、自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

漁業の販売高年次別の比較をしてみますと、平成十四年度は約十一億六千七百万円と、過去六ヶ年の最高の、平成八年度に比べ、八億一千八百万円、四〇%の減となっております。

主な要因としては、イサキやシビ、アワビ等の不漁に加え、社会情勢の変化や輸入水産物の増大に伴い、年々、魚価安が続いているのも大きな要因だと考えられます。ブランド化した魚種もありますが、魚価が輸入物に押され低価格化し、安定していないため、個人の所得は伸びておらず、更に高額漁船の償還金や事業経費が嵩むため、漁業者の生活は苦しい状況にあるようです。

それらの施策として、これまでやってきた自然石の投入や稚魚稚貝の放流を継続し、魚介類のえさ場である藻場についても調査を続け、回復に努めていくことはもちろんのこと、ブランド化された魚種の更なる高価格での取引ができる販路開拓により、収入の増加に取り組む所存であります。

続いて農業についてお答えいたします。

当町の農業の現状を見てみますと、町の主要作物の代表的なものとして、現在は、米、タバコ、実エンドウ、メロン、サヤエンドウ、ブロッコリー、肉用牛が主な作物となっております。実エンドウ、ブロッコリーは生産量、販売額とも最近増加傾向にあり、畑総事業による耕地利用の促進によるものと考えられます。

また、販売額としては、肉用牛がダントツトップになっており、十四年度では全体の五割以上を占めており、これからも重要な位置付けとして更なる推進を図りたいと考えております。畑総事業の完成により、経営の安定化が図られるようになったにもかかわらず、その土地を利用する後継者不足が心配されます。この状況も重要な問題と考え、今後、関係機関と協議をしながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

先に述べたように、畑地かんがい施設の整備により、施設・露地野菜の栽培が周年可能となるため、高品質野菜生産に期待がかかってきます。今後は厳しい財政事情の中で、従来の各種奨励的な補助金や運営補助については、費用対効果や事業

の評価制度を導入して、効果的な補助制度の導入を検討していかなければならないと考えております。

また、小値賀町は地産地消が可能であると考えておりますので、その施策の一つとして、堆肥センターの有効利用を図り、消費者のニーズにあつた有機農産物の生産につなげたいと考えております。第一次産業の振興は、当事者達だけの問題ではなく、全町的なものだと考えられます。特に加工場や販路開拓にしても、商工会等との協働事業が必要となつてきますので、今後、そういったことを踏まえ、何らかの形でそれらを有効にするシステムの導入を検討いたす所存であります。

最後に観光事業についてお答えいたします。

観光客の過去七年間の動向は、年々減少の傾向にあり、平成八年度と平成十四年度を比較してみますと、二五・四%、約四分の一の減少となつており、その与える影響は商店街の減収にも波及していると推測されます。

野崎学塾村は、天候などの状態によつて左右されますが、千人位で推移しており、観光客総数の約二十分の一と、観光の目玉にはなり得ていないのが現状のようです。観光の推進には、野崎島をメインとした小値賀本島及び属島を巻き込んだ事業の企画が必要ではないかと考え、現在、具体策を検討中であります。

例えば、今年度の「子ども自然王国〈宝島〉」は、野崎を拠点として、本島においても様々な体験プログラムが生まれ、大好評を得ております。今後は子ども達ばかりでなく、一般の観光客にももっと関わっていただき、自分にあつたオプショナルツアーが選択できるようにして、長期滞在型の観光事業の推進体制の構築に取り組みたいと考えております。

また、従来なかつた小値賀全体を自然博物館として、人々を引き付ける「エコミュージアム構想」の推進や、「おぢか国際音楽祭」等の充実を図り、小値賀オリジナルの観光事業へ展開していきたいと考えております。都会に住む人にとつても郷愁を誘う魅力的な地域の創造を推進することが、都市住民と小値賀町民との交流・連携・融和が図られ、交流人口の増大により、第一次産業にも経済的波及効果があらわれ、小値賀経済、活性化の起爆剤の一つになるのではと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 土川議員

二番（土川重佳） 第一次産業は、まず本町の基幹産業であり、その中で後継者不足という大変今難しい時期にきております。そして天災には人間はかかせませんので、色々と災害が生じられております。そして災害があつた時など、皆さんがせっかくやろうという気があるのに、「またやられた、またやられた。」ちいうことで、「なんばしよつとですか。」ち、「な

んばしよつか分らん。」ちいう声が殆んど私の耳にちよつと入っております。そういうことを踏まえて、またやる気のある人には、もう一度夢を託すような町政のご支援があればということ、少し私は言いたいわけでございます。

そして観光にしても、小値賀町が今「観光、観光」と言っておりますけど、ほんとに島に経済効果があるのか、それを少し懸念いたします。今、野崎島がメインで、あそこがほとんどの小値賀、小値賀は私はこの島が小値賀と思うわけでございます。をするならば、若し観光でうちでやるならば、蒼く透きとおった海を利用した、そういう観光の扱い方、そしてまた、島における一次産業との体験型のそういう観光を増やしていく説はないのか、そういうことを踏まえまして、色々今後問題はたくさんあると思いますが、ほんとにこの島が活性する導きをやっぱり開くべきでは私はなからうかと思えます。

そのためには、やっぱり今ちよつと小値賀町にとつて岐路に立っていることでございますが、私は一番心配するのは今言う運営ですね、お金、財政でございます。そのところを踏まえて、もう一度、町長さんお願いいたします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 第一次産業よりも観光を優先というように感じに聞こえたんですが、そういうことは私は言っております。第一次産業の農・漁業も考えながら、観光もしたいということでございますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それから、私たちの場合、今、小値賀の方が合併してもしなくても厳しいことは一緒なんです、何でもかんでも補助ということじゃないと思えます。

特に、土川議員さんは牛も飼っておられますし、漁協の理事でもございますし、指導的立場にあると思えます。

そういうことで、土川議員さん達が太い引張っていただいで、小値賀町の農業、漁業の活性化にどうぞ今後ともご協力してもらえれば、町の方も一生懸命やりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） 土川 議員

二番（土川重佳） 私もあんまり自分の仕事は言いたくなかったんですが、今、町長さんが言われましたとおり、私も色々二足履いたり三足履いたりして、小値賀町で二十四・五年歩いてきました、私はほんと現場から一生懸命やってきて今こうしてこの場に立って本当に小値賀がこれでもいいのか、ちゆうことを踏まえて言ってるわけでございます。私も第一次産業、農業・漁業、そして小値賀の特性を生かした何か観光がないか、それをするためには何が必要かということ、ちよつと財

政的に大丈夫かということをおはやっております。

私も自分なりに一生懸命、地域のリーダーとして今後もやって行く所存でございますけん、ひとつ町の方は町長さんがやるわけでございますけど、私は私で、こういうふうにして頑張っ行って行きたいと思っておりますので、それをもちまして質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） 合併しない・するということでも色々あるわけでございますけれども、佐世保の方がですね、今四つの漁協に四千四・五百万ですか、小値賀の場合は、小値賀の漁協に小値賀町だけで六千万超しているかと思っております。

そういうことで、財源が大丈夫なのかということでもございますけれども、私は先ほども言っておりますが、合併するよりもしない方がほうがですね、補助金の金額も今でも多いわけでございますので、合併せずに皆様と協力しながら一緒に前へ進みたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 九番・横山弘蔵議員

九番（横山弘蔵） 山田町長に、次の二つのことについて質問したいと思います。

第一点は、小値賀町の若者交流センター、そして運動公園の運営と使用料の見直しについて。

第二点は、役場横の離島センター登り口付近の通学路の改善についてであります。

山田町長は現在、全国の市町村を嵐の渦に巻き込んでいる自治体の合併問題等で、大変苦労していることと思っております。

四月の選挙において一島一町という特殊な事情を抱える小値賀町の将来を考え、合併せずに町民皆さんと一丸となって頑張りたいと主張されました。その結果、今の山田新体制が誕生したわけですが、合併せずに伝統ある小値賀町の歴史を新たに築いてゆくエネルギーと、その山田町長の前向きな町づくりのビジョンは、これからが本当に町民の前で試され、評価されるわけでありませう。

国においては、町長もご存知のとおり、今もって色々な政策・方針が再検討されております。「三位一体の改革」にしても新しい自治体の在り方についても、今の段階では不透明としか言いようのない有り様であります。

このような不透明な状況の中、平成十七年の四月までという短い期間内で、何十年と続いたそれぞれの町の歴史が一瞬にして行く手を遮られるのか、と思うと、余りにも国・県の単純な政策に、一体民主主義とは何か、地方自治体の存在の意味

は何だったのかと、考えてしまうのであります。

しかし、目の前の現実を思うとき、国・県から色々と指摘されるまでもなく、行財政の思い切った改革は待ったなしであります。革命と言つていいほどの大きな改革が直ぐにでも実行されないと、この先小値賀町が単独で生き抜くことは難しいのではないかと思います。

本題に入ります。

このような時、当町における改革の一つ手始めとして、各施設の運営とか使用料の見直しを実行すべきではないかと考えます。若者交流センターの使用料一つを見ても、あの充実した設備からして安いのではないかとその声も聞かれます。確かに利用する側からすると、少しでも使用料が安いのが良いのですが、管理する側からすると、毎年の赤字幅を縮める努力も大切なことだと考えます。体育館、ナイター設備の使用料も然りです。

財政改革が待ったなしの今、小さいことですが、一つ一つ出来ることから見直し、検討してほしいものであります。また、これらの施設の運営についてですが、若者交流センターの利用者の条件等で少し無理な利用を認めているのではないかと、との声が町民の間で聞かれます。特に旅館業の方からは、若者交流センターが単なる宿泊に使われているのではないかと私は相談されたことが二・三ありました。もし、色々な事情があつて仕方なく許可を出したのであれば、今後、宿泊・利用者の条件等の条例も無理のない利用・宿泊が出来るよう、見直し・検討すべきではないかと思ひますが、町長の考えを伺いたいと思ひます。

次に、通学路の改善についてお伺ひします。

離島センター登り口、右角付近の道幅が狭く、児童・生徒の登校・下校時、バス・大型トラック等が通る時など、事故が起きるのではないかと保護者の間で心配されております。土地の所有者との交渉とか工事の経費等、色々と問題はありますが、子供達、町民の安全のためにも早急に改善が出来ないか、町長の考えを伺ひたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

再質問は、自席から行いたいと思ひます。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えいたします。

平成十四年度の決算の状況では、運動公園内の施設の維持管理と使用料収入を比較しますと、赤字額は約一千五百万円となっており、若者交流センターの維持管理費は、平均で年間百五十万円程度であり、収入がその半分の七十万円程度であります。

また、年間の平均利用客が七百から八百人であることを考慮すれば、宿泊客一人当たり千円を値上げし、一般・大学生を三千円に、児童・生徒を二千円にすれば、収支のバランスは取れる状況であります。

しかし、町民の研修の場所、町外者との交流の場所を提供するという設置の目的を考慮し、利用し易い料金でという要望に応え値下げした経過もあり、当分の間、現行の料金で推移を見守っていたいと思います。

しかし、運営費の削減には極力努力していかねばなりません。施設の維持管理費は老朽化が進むに連れ、嵩むことは防ぎようがなく、急激な大掛かりな改修を避けるためにも、日々の手入れ等、維持管理が必要になってきます。体育館及びグラウンド、テニスコートの収支の状況は、収入百万円に対し、一千五百万円の支出があり、大幅な赤字となっております。利用者が年間二万六千人余りの利用があり、町内の多くの住民が利用しております。しかしながら、現在の使用料金では、さらに赤字が大きくなってきますので、他の施設においても、今後は使用料の値上げを検討しなくてはならないかと思っております。

通学路の改善についてお答えいたします。

県道の改良工事は十四年度に浜津地区が完了し、十五年度から笛吹・大浦に至る改良工事が計画されております。離島開発総合センター前から水道施設までは、以前、土砂の崩落があり、県にお願いいたしまして仮設の防護柵を設置いたしております。

先日、県北振興局から担当課長が来町した時に、歩道と道路の拡幅工事をお願いしておりますが、再度陳情し、早急に工事の着手をお願いしたいと考えております。以上です。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） 小値賀町ですね、財政が前のようにですね、国の保障もあってゆっくりやっけて行けるような時だった。今のまんまでも私は十分良いと思います。やはり設置した時の目的がですね、他町の青少年との交流とかですね、文化的

交流のために造ったわけですから、それは止むを得ないと思います。

また、運動公園は、町民の健康増進のためにですね、やっているわけでありますので、その点もよく解かります。

しかし、やっぱり他町ですね、施設と比較したりとかですね、それから使用料を比較した場合にですね、やはり小値賀町の場合、安いのではないかと、また利用し易い、まあ結構なことだと思います。夏は冷房が効いて冬は暖房が効いてですね、かと言ってその冷暖房の使用料も取らないでそのまま泊料だけいただいております。そして風呂にしてもですね、温泉みたいな大きい風呂があります。そういうものを考えて私はやっぱり一つ一つですね、今後小値賀町の財政を見直して、一からですね、積み上げていくにはですね、こういった昔からの、昔と言うか数年前のこういう施設もですね、やっぱり真剣に見直すべき時がきていると、私は考えております。

また、今の町長の答弁にちよつと漏れたと思いますけれども、若者交流センターのですね、利用者の条件がですね、町民のやっぱり関係者から見るとですね、交流センターに泊める条件をですね、十分満たしていないのでないかという声も聞かれています。

もし、そういうふうなですね、交流センターの目的に少しそぐわない団体とかですね、個人を泊めた場合に、やはりなるべくせつかくの施設ですから沢山泊まってほしいと思います。のですね、そういうことで、この条例をですね、小値賀町の条例をそういうふうなものと枠を広げるとかですね、それとかもつと厳密に泊める客をほんなら真剣にもつと厳密に検査するとかですね、住民からやっぱりクレームがつかないようにですね、やっぱり公明正大な利用の仕方を探るべきだと私は思います、その点について町長の答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 町 長

町長（山田憲道） お答えをいたします。

使用料の件につきましては他町の方とですね、よく調べまして、特に佐世保市なんかも参考にしてみたいと思っておりますが、今、昼間の分については、テニスコート色々については無料ということがございます。

そういうことで徐々にですね、利用者にお願いをせざるを得ない状況になっていることはご指摘のとおりでございますので、今後検討したいと思っております。

それから交流センターの件については、今後、教育委員会ともよく相談いたしましたして、先ほど言いましたように「前例が

ないから貸せない。」とか何とかじゃなくて大幅に範囲を広げて、但し、旅館の方にも迷惑をかけないようなことを考えながらやって行きたいと思えますので、今しばらくお待ちいただければと思っております。

以上です。

議長（近藤一輝） 横山議員

九番（横山弘蔵） 次に児童・生徒のですね、通学路の改善ですが、皆さんご存知のとおり、車を運転していでですね、少しやばいなと思う所は、やっぱり役場の前ですね、出口理容店の前辺りだと僕は思います。そして私も何度も危ないなと思うのはですね、ちようど子供がですね、集団で登・下校する時にバスとかですね、大型トラックとすれ違った時にですね、やっぱり十分注意を必要とするような状況であります。

今、町長の答弁によると、色々事情はあると思いますが、事故が遭ってからはですね、やっぱり『後の祭り』でありますので、どうか子供をもって父兄とかですね、それとお年寄りなんかのですね、安全性、父兄のそういう心配とかですね、十分考慮してですね、積極的にこの道の拡張を考えてほしいと思います。

その点について町長の気持ちをもう一度ご答弁をお願いします。

議長（近藤一輝） 町長

町長（山田憲道） お答えいたします。

実は、今年の盆に親戚の方とお会いして道路の拡張と、それから急傾斜が危険だからということ、「お譲りを出来ないでしょうか。」ということと相談したわけですが、まあ料金によるかとも思いますけれども、嫌ということではございませんでしたので、県の方にですね、この前来た折に現状を見せて、たまたまその時に大きいダンプが来まして、そして歩道の方に小学生の子供がいたかと思うんですが、全部写真を撮りまして、早急に返事をしたということとございましたので、九州商船、それから美咲（海送）なんかと一緒にですね、県北の方に再度早急に陳情いたしました、いつ頃予算が付くのか、いつから工事が出るのかということ、そこまで一応陳情に行きたいと思っております。

議長（近藤一輝） これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

— 休憩 午後 二時 三十九分 —

議長（近藤一輝） 再開します。

—再開— 午後 二時 五十分 —

日程第五、報告第三号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

（事務局長朗読）

議長（近藤一輝） 報告についての説明を求めます。

農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） 報告第三号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件について、ご説明いたします。

小値賀町担い手公社は、平成十三年三月二十八日に設立され、指導員一名、研修生四名で、農業の振興のための育苗や実証展示・新規就農者の育成等を目的として活動をいたしております。その内容につきましては報告書記載のとおりでございます。

公社の資本金は二千五百万円で、その内八〇%の二千万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出して、ご報告いたします。

議長（近藤一輝） これで報告の説明を終わります。

立石議員

十番（立石隆教） 四頁と五頁のところでございますけれども、十五年度の事業についての決意を書いております。

下の方で、「本年度も補助金等に頼らざるを得ない状況ですが、経費節減に努め、事業収入が少しでも増額するよう努力していきたいと思っております。」と書いております。大変結構なことで頑張っていたきたい、いうふうに思います。

で、今の言葉を受けてですね、平成十五年度の公社の収支予算書を見ますと、事業収入本年度予算が四百七十万一千円と出ております。がしかし、平成十四年度の決算を見ますと、四百七十五万九千二百十六円でございます。

先ほどの文章のところに戻ります。「少しでも増額するよう努力したい。」事業収入をですね、なのに、今年度の予算が何故十四年度の決算、或いは予算よりも下回るのかなあと、こういう決意を示してらるなら本年度の予算額は当然事業収入は

アップして書くべきであろうと、いうふうに思うんです。

そうすると、適当にこの文章作ってるのかなあと、こう思うんです。そういうことのないように、そういう気持ちがないと私は信じておりますが、適当に書きやあいということではないので、この辺の表現の仕方、或いは予算の組み方、もう少し検討が必要ではないかと思うんですが、お答えを願いたいと思います。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） お答えいたします。

事業収入につきましては、平成十四年度の事業収入で四百七十五万九千二百十六円の実績が上がっておりますけれども、十五年の収益で四百七十万一千円を、約五万八千円の減で計上いたしております。

内訳といたしましては、農家へのブロッコリーの苗の販売で一応三百万、ブロッコリーの青果市場等への販売で百三十四万一千円、高齢者福祉センターへの米の販売で三十六万円で、四百七十万一千円を計上いたしておりますけれども、収入の減につきましては、予定しておりましたハウスの建設が遅れまして作付けが出来なくなりました、その減が生じておりました減になっております。

そこで、少しでも収入を上げるように研修生の圃場で栽培をいたしました馬鈴薯、トマト等を佐世保青果に出荷したり、また『スイカ・メロン祭』でも販売したりしております、指導員と研修員もですね、販売収入を少しでも上げるように努力をいたしておりますので、ご了承をよろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

岩坪議員

七番（岩坪義光） 一頁の、この「町外研修として」って書いて、「先端技術の現地研修をいたしました。」ちゅうのは、この先端技術の現地研修の内容をちよつとご説明お願いします。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） 先端技術の習得と言いますけれども、研修生をですね、長崎県の農林試験場に派遣いたしました研修をさせていただきます。

それと、研修生には大型免許の取得、危険物の免許等をですね、そして取らせるようにいたしておるし、また翌年度には毒物の取扱い等の試験も受けさせるようにいたしております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員

八番（伊藤忠之） 十頁の、担い手公社の研修生についてご質問をいたします。

現在、四名の研修生の中で小値賀町出身者が二名おります。この件に関してもですね、できれば新しく高校を卒業する人ですね、高卒の研修生として迎える体制づくりはどう考えているのかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） お答えします。

研修生につきましては、十三年度に二名、十四年度に二名、十五年度に二名を受け入れておりまして、十六年度につきましてもですね、二名を予定しております。できるならばですね、そのような高校を卒業した方をですね、受け入れていきたいと思っております。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

黒崎議員

十一番（黒崎政美） 昨年度も、議会だったか全協だったか言いましてけれども、この決算書なんですけれども、これなんか見たってよく分かりませんよ、財団法人小値賀町担い手公社と言うんですから、絶対に企業会計方式で計上すべきです。

こういう家計簿のごたしなもんで、これで審議せろちゅうのは出来んですよ、これでは……。

機材とか何とか減価償却の分が全然入ってりません。機材だって色々償却した時に、まだその時に金額がごぼりつて上がりますよ、だからこれだったら黒字だけれども機材買う時には大幅な赤字が出てくる、だから次からは絶対にこういう決算書とか予算書は止めていただきたい。これで審議せろちゅうのは無理です。

議長（近藤一輝） 農業委員会事務局長

農業委員会事務局長（福田 等） お答えします。

様式等につきましては、他の担い手公社のとも参考にしながら考慮して、来年度からですね、考慮していきたいと思えます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、報告第三号、財団法人小値賀町担い手公社の経営状況の報告に関する件は承認されました。

日程第六、報告第四号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を議題とします。

局長に報告を朗読させます。

(事務局長朗読)

議長(近藤一輝) 報告についての説明を求めます。

水産商工課長

水産商工課長(筒井英敏) 報告第四号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件についてご説明いたします。

小値賀交通株式会社は、平成四年八月三十一日に第三セクターとして設立され、同時に西肥自動車株式会社より事業を受け継ぎ、同年十月一日から廃止路線代替バスとして運行を開始し、今日まで無事故で運行を継続してきております。

資本金は二千万円で、その内八五%の一千七百万円を小値賀町が出資しており、地方自治法第二百二十一条第三項の法人に該当いたしますので、同法第二百四十三条の三第二項の規定により、関係書類を提出しご報告いたします。

議長(近藤一輝) これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教） 説明書を読ませていただきますと、県の方が補助の見直し等が出てきて今後の小値賀交通の維持の問題についてということについては、今後厳しい状況が予想をされます。

また、これについての色んな今後維持については、徹底した検討が加えられるべきだろうというふうに思いますが、色々と努力はしておられるようですねけれども、平成十五年度の事業計画書十頁の方でございませうけれども、それを見ますと、一般事業について、「経費削減や収入増加を図りながら、・・・。」ということでもございませう。その収入増加の方策は、どこに予算書に示されているのかなというふうに思いますので、それを伺いたいなど、単純に収益の方で見ますと、一般自動車運送事業収入について申し上げますと、五百三十三万一千円が決算額で、十五年度の計画額がそれより下回っております。

ならば、他の部分で収入増加を図るようにしているのかなというふうに見ましても、真ん中の方に【一般自動車運送事業営業外収益】これが若干決算額より多く見積もられております。それと、その他の収益というのがあります。これは合わせてもですね、合計の方で見ても十二万円の減でございまして、「収入増加を図りながら」という、収入増加にはなっていない、計画自体がなっていない、これはどうしたものかなと、いうふうに思います。それが一点。

それから十二頁の経費の方でございませうが、ここで一生懸命経費削減を図ろうとしての計画額が出ております。確かに一般自動車運送事業営業費等については、下回って書かれております。この中でちよつと分かりませんが、説明をお願いしたのは、人件費のところでございますが、『手当』と書いているところで百万七千円のところ、八十万四千円というふうになっております。内容についての説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

ご指摘のとおり、「収入増加を図りながら」と言いながら予算上の方で申し上げますと、確かに議員さんおっしゃるとおり、二万円の減となっております。

小値賀交通の維持と申しますか、乗降客が毎年減ってきているのも事実でございませうし、文面を見てみますと、最初の方の説明の中で、「収入減少の歯止めと…」という文言がございませうけれども、ずうつと今までの分を調べて見ますと、毎年この歯止めと言いながらも予算上は毎年減少をしてきているという事実もございまして、文言の説明と予算上の整合性がないと、

いうことは重々ご指摘のとおりでございますので、今年度のこの報告につきましては、総会の方でも決算の承認をいただいておりますし、これからまず予算の立て方、それから説明の仕方等と、十分前年度を踏襲することなく、よく精査をした上で整合性を持ちながらの予算の計上をしなければならぬと思っております。

それから人件費のこの手当の件でございますけれども、前年度決算額が百万七千円、それから計画額が八十万四千円、これを申しますと、扶養・通勤手当、それから住居手当、これは殆んど変わりませんで約六十八万四千円ございます。

それと、前年度では時間外で百万七千円という数字が出ておりますけれども、計画の中では極力時間外を抑えたいということで、時間外を約十二万みさせていただいて八十万四千円を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（近藤一輝） 立石議員

十番（立石隆教） 単に整合性を図れって言うことだけではなくて、むしろ「収入増加を図る。」って言った以上は、その努力を見せてくれと、予算で……。

ということでありますので、この文章の方を少し修正をして何とか頑張りたいというふうに言って、「予算書と整合しました。」って言うんでは話にならない、ということだけは指摘をしておきます。

そして先ほど、計画額と前年度決算額の中で、一般自動車運送事業営業外収益っていうのが若干多くなってる、これはまったくもって我々議会からするとですね、とんでもない話なんです、アップしてほしいのは一般自動車運送事業収入でありまして、この営業外収益の中でもですよ、補助金というのがちよつと十四年度より十五年度の方が多く出している、つまりこつから出ていくお金が多くなるということは大変問題なんです。一般会計に大変な悪い影響を与えるわけですから、ここは削減の努力をしてもらわないといけない、アップしてこれは結構だっという話ではない、いうことを再度指摘をしておきます。

それで以前から、その他の収益に入ると思うんですが、PRとかですね、宣伝のあれをしたらどうかとか色々アイデアが出てるんですが、それだけをやっていう話ではありませんが、一向にその他の収益については何か具体策がないというのも、ちよつと情けないかなあと、色々考えられないものかなあと、いうことを思っておりますが、それについては検討なされてるんでしょうか。

そのことを伺いたいと思います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） お答えいたします。

確かにご指摘の、営業外収益が多いということは問題でございますので、こちら辺についてもご指摘のとおり、事業収入が上がるように努力をいたしていきたいと思えます。

それから先ほどの、例えば、「広告とかの努力はしているか。」ということでございますが、一応検討はしたということには聞いておりますけれども、それが実際に広告をバスに付けるとかいうところまでは、まだいっていない、ということでございます。

それから営業外の方で臨時の方がございますので、今年度については各種団体等とか出来るだけ催し、祭事ものの折には小値賀交通を利用していただけないかというお願いはしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

横山議員

九番（横山弘蔵） 積極的に収入をですね、増やしてもなかなか大きい数字にならないと思えますけれども、これの報告にあるようにですね、県の補助金等がですね、将来、仮に廃止された場合ですね、町の負担もまた大きくなると思うんですね、これを継続して行く場合……。

やっぱりそういった場合には今議論されているよりですね、少しでもやっぱり収益を伸ばす努力は大切かと思えます。

広告もですね、毎回この審議をする時に、広告の問題がよく取り上げられますけれども、一度宣伝をですね、してみてもね、一月五千円なら五千円でもいいと思えますけれども、利用し易い方向でしてみても、それに広告を載せたいという会社がありますよ、一つ二つでも出れば僕はしめたものだと思うんですね、

それから臨時のですね、自動車の運送収入が増える傾向にありますね、こういうのも例えば、亡くなった時の会葬者に対するですね、輸送なんか含まれておると思えますけれども、こういうのもそればかりじゃなくて他のことでもですね、小値賀交通のバスを臨時に使いたいという人は出てくるかと思えますので、やっぱり日頃の小値賀交通の企業としてのですね、方から見たら宣伝が少し足りないような気がするので、その辺をですね、もう少し積極的に取り組んだら幾らかの収益が伸

びるかと思しますので、その辺の努力もお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝） 水産商工課長

水産商工課長（筒井英敏） ご指摘ありがとうございます。

広告については、出来るだけ本年度一件でも二件でも出来るように頑張つてまいりたいと思います。

それと先ほどの臨時の件でございますけども、このことも先ほど各種団体等と私の方、申しましたけども、一般の方にも出来るだけ周知をして、これの収入増も図りたいと思います。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件を採決します。

おはかりします。

小値賀交通株式会社の経営状況の報告のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、報告第四号、小値賀交通株式会社の経営状況の報告に関する件は承認されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

明日は、午前九時三十分より開議します。

― 午後 三時 十九分 散会 ―